

# 品川区配偶者暴力対策基本計画

改訂版

平成 27(2015)年 4 月



品川区



## 人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして  
自由であり、平等である  
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ  
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに  
日本国憲法と世界人権宣言は  
この人類普遍の原理をあらわし  
人権の尊重が  
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は  
いまだに差別意識と偏見が  
人々の暮らしの中に深く根つき  
部落差別をはじめ  
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など  
どれほど多くの人間が苦しんでいることか

人間がつくりあげた差別は  
人間の理性と良心によって  
必ずや解消できることを  
我々は確信する

平和で心ゆたかな  
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は  
『人権尊重都市品川』を宣言し  
差別の実態の解消に努め  
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを  
ここに誓う

制定 1993（平成5）年4月28日



## はじめに

配偶者による暴力は、個人の尊厳を著しく傷つけ、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。この配偶者暴力は、「配偶者」という間柄において家庭という私的な生活の場で行われるため、潜在化しやすく被害が深刻化しやすい特徴があります。

また、近年は若い世代を中心としたデートDV（交際相手など親密な関係にある相手からの暴力）も問題となっています。

この状況を踏まえ、平成23（2011）年度から平成26（2014）年度までの4カ年を計画期間とした「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、配偶者暴力対策を体系的かつ総合的に進めてきたところですが、このたび、計画期間が終了し、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までの4カ年を計画期間とする「品川区配偶者暴力対策基本計画（改訂版）」を策定しました。

改訂にあたっては、関係機関や配偶者暴力の被害者を支援する民間団体に実態や意見をお聞きするとともに、専門委員と関係各課が参加した基本計画改訂版策定委員会で検討を進め、見直しを行いました。また、平成26（2014）年度までの事業の実施状況や成果を検証し、計画策定時から現在までの配偶者暴力をめぐる社会の動きや法改正、課題等を踏まえた取り組みを、計画改訂版に反映しています。

今後、この計画（改訂版）に基づき、配偶者暴力に加え、近年増加傾向にあるストーカー行為等の防止に向けたより一層の普及啓発、早期発見に取り組むとともに、被害者支援にあたっては、国、東京都、他区市町村や関係機関および民間支援団体等と密に連携を図りながら、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい総合的支援を行ってまいります。引き続き、区民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、改訂版策定にあたり、ご意見をいただきました基本計画改訂版策定委員会の委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成27（2015）年4月

品川区長 濱野 健



# 目次

第1章 計画の概要 .....	1
1 計画改訂の趣旨 .....	2
2 計画の性格 .....	4
3 計画の期間 .....	4
第2章 配偶者暴力に関する現状 .....	5
1 配偶者暴力をめぐる現状 .....	6
2 品川区の現状 .....	11
3 各機関・団体の取り組み状況 .....	21
第3章 計画の基本目標と施策の体系 .....	23
1 計画の基本目標 .....	24
2 施策の体系 .....	26
3 配偶者暴力に対する被害者支援の流れ .....	40
第4章 推進体制 .....	43
1 区の推進体制 .....	44
2 国・東京都・他区市町村等との連携強化 .....	44
3 計画の進行管理 .....	44
資 料 .....	45
1 用語集 .....	46
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	47
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要） .....	54
4 ストーカー行為等の規制等に関する法律 .....	58
5 品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱 .....	62
6 デートDVに関する意識調査の概要 .....	63
7 策定体制・策定経過 .....	69
8 DV・ストーカー被害者支援機関・支援団体ヒアリング調査 .....	72
9 区内相談窓口一覧 .....	73





## 第1章 計画の概要

# 1 計画改訂の趣旨

---

## (1) 配偶者暴力とは

配偶者暴力は、「配偶者」という親密な間柄において、家庭という私的な生活の場で行われるため、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいといった特徴があります。

配偶者暴力は、個人の尊厳を著しく傷つけ、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

結婚していない交際相手など親密な関係にある相手からの暴力も、配偶者暴力と同じようなことが起きており、「デートDV」と呼ばれています。

配偶者暴力による被害者の多くは女性です。配偶者暴力は、相手の人格や意見を尊重せず、自分の考えや価値観を一方的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にあるといわれ、個人の尊厳を傷つけるだけではなく、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

また、配偶者への暴力は子どもに及ぶことが多く、子どもに対する影響も深刻な状況です。親しい人から暴力を受けたことによる心の傷やPTSD（心的外傷後ストレス障害）として現れることが問題となっています。

## (2) ストーカー行為とは

近年では、配偶者暴力、デートDVに加え、恋愛感情等のもつれに起因するストーカー行為も重大な社会問題となっています。

ストーカー行為は、悪質なつきまとい行為や無言電話、拒まれたにもかかわらず連続して電子メールを送信するなどの嫌がらせを執拗に繰り返す行為ですが、暴行や殺人などの凶悪犯罪に発展するケースもあります。

## (3) 改訂の目的

平成13（2001）年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成19（2007）年に一部改正され、区市町村は、基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案して、区市町村における配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画を定めるよう努めなければならないとされました。また、配偶者以外の交際相手からの暴力とその被害者の保護のあり方が大きな問題となっていることから、平成26（2014）年に、法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）とし、これまで

事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力およびその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力およびその被害者に拡大しました。

また、ストーカー行為については、認知件数が増加していることなどから、平成25（2013）年10月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下、「ストーカー規制法」という。）が改正されました。

区は、平成21（2009）年に「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」を策定し、「配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取り組み」を重点施策のひとつとし、品川区配偶者暴力対策基本計画の策定、意識啓発、被害者のための支援および関係団体との連携を具体的な取り組み方向として位置づけました。

これを踏まえ、区は、平成23（2011）年に「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、配偶者暴力対策を体系的かつ計画的に推進してきました。

この度、計画期間の終了に伴い、「品川区配偶者暴力対策基本計画」を改訂するものです。

#### （4）改訂にあたって

「品川区配偶者暴力対策基本計画」を改訂するにあたっては、計画期間（平成23（2011）年度から平成26（2014）年度）における事業の実施状況や成果を検証するとともに、計画策定時から現在までの配偶者暴力をめぐる社会の動きや法改正、課題等を踏まえ、見直しを行いました。

##### <改訂のポイントとその内容>

- ①これまでの取り組みを踏まえた変更
  - ・関係各課の取り組みについて、現行の取り組み状況、今後の課題と取り組みの方向性等の調査を行いました。これを踏まえ、施策目標ごとに、取り組み状況と課題、今後の取り組みの方向性について記載をしました。
  - ・主な内容としては、対象者や被害者一人ひとりに応じた相談や、総合的な支援を行うための体制強化、情報管理徹底や二次被害防止に向けての更なる取り組み、次項に記載するストーカー被害防止・被害者支援のための取り組みなどです。
  
- ②配偶者暴力をめぐる社会の動きを踏まえた変更
  - ・ストーカー行為の増加と凶悪化に対し、国では平成25（2013）年10月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」を改正し、また、警視庁では平成25（2013）年12月に「ストーカー・DV総合対策推進本部」を新たに設置し、平成26（2014）年7月には、その体制を強化するため改組し、「人身安全関連事案総合対策本部」を設置しました。これを踏まえ、改訂にあたっては、計画全体にわたってストーカー行為を念頭に入れて取り組みを進めていきます。

配偶者からの暴力の被害者は多くが女性であり、その背景には、男女の経済格差や「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識など、今日に至るまでの社会的・構造的問題があります。

区では、平成21（2009）年に「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」（計画期間：平成21（2009）年度から平成30（2018）年度）を策定していますが、配偶者からの暴力の根絶に向けては、人権尊重の視点にたった男女平等意識の浸透やあらゆる場における男女共同参画の推進が不可欠であることから、本計画の改訂とともに、「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」の一層の推進を図ります。

## 2 計画の性格

---

計画の性格は次の通りです。

- この計画は配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づき、国の示す基本的な方針に即し、かつ、東京都が定める「東京都配偶者暴力対策基本計画」を勘案して策定する基本的な計画です。
- この計画は「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」を踏まえ、区における配偶者暴力対策を体系的に示すものです。
- 計画（改訂版）策定にあたっては、「品川区男女共同参画推進行政連絡会議」で検討し、「品川区配偶者暴力対策基本計画改訂版策定委員会」や、パブリックコメントによる区民からの意見を反映したものです。
- 東京都や近隣区、関係機関などとも相互に連携・協力して、計画で示した施策を推進することとします。

## 3 計画の期間

---

この計画の期間は、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までの4年間とし、平成30（2018）年度に見直しを行います。

## 第2章 配偶者暴力に関する現状

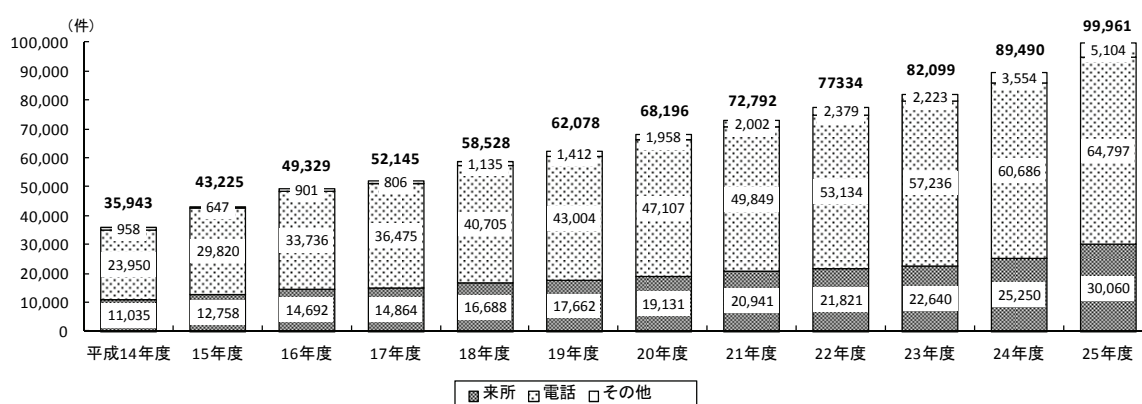
# 1 配偶者暴力をめぐる現状

## (1) 国における配偶者暴力の現状

### ① 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、年々増加しており、平成25（2013）年度は99,961件となっています。

図表 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移（全国）

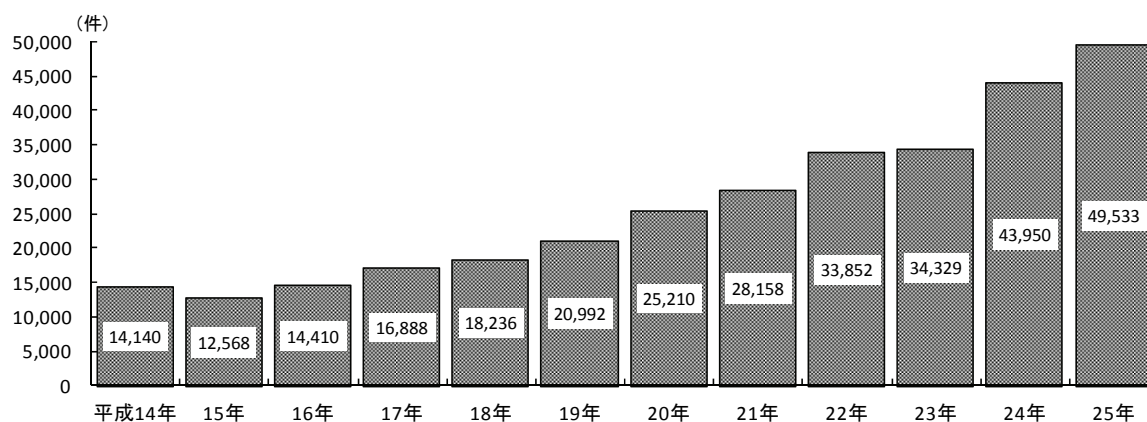


資料：内閣府調べ

### ② 警察における配偶者からの暴力事案の認知件数の推移

全国の警察における配偶者からの暴力事案の認知件数は平成15（2003）年から年々増加しており、平成25（2013）年は49,533件となっています。

図表 警察における配偶者からの暴力事案の認知件数の推移（全国）



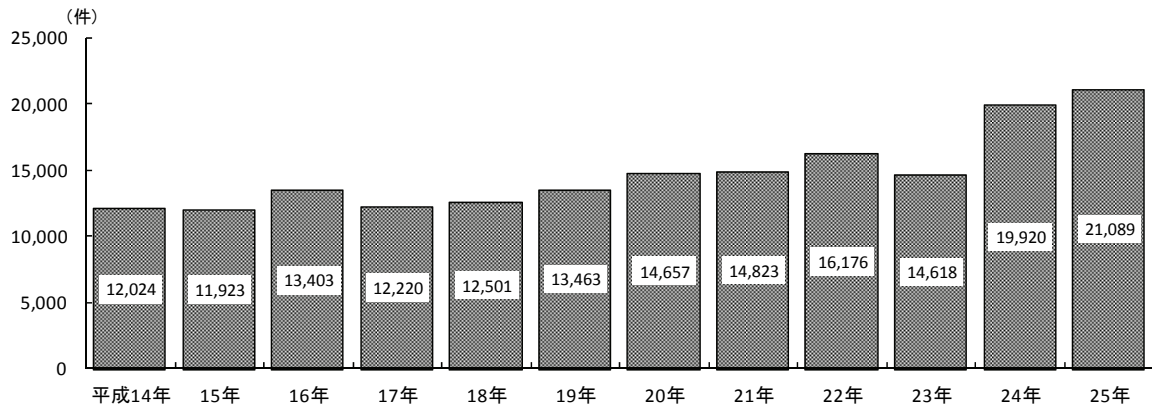
※配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数です。

資料：警察庁調べ

### ③ 警察におけるストーカー事案の認知件数の推移

全国の警察におけるストーカー事案の認知件数は、平成25（2013）年は21,089件となっています。

図表 警察におけるストーカー事案の認知件数の推移（全国）



※ストーカー事案には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含まれています。

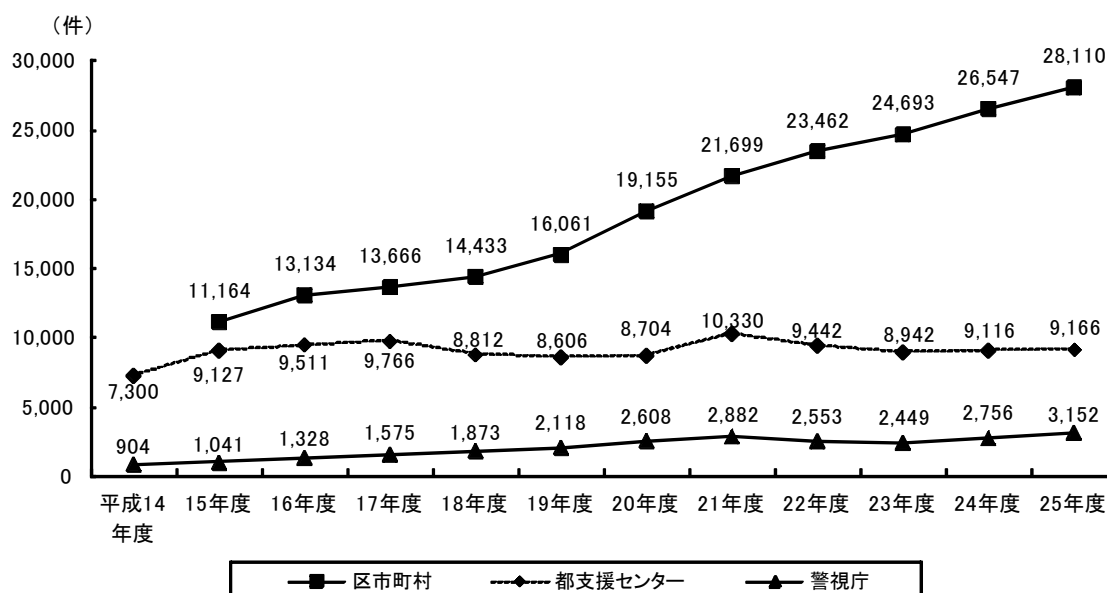
資料：警察庁調べ

## (2) 東京都における配偶者暴力の現状

### ① 配偶者暴力についての相談件数の推移

東京都で受け付けている配偶者暴力についての相談件数は、全体として増加傾向にあります。この数年の傾向として、区市町村の相談件数が増加しており、前計画策定時の平成21（2009）年度の21,699件から、平成25（2013）年度には6,411件増加し、28,110件となり1.3倍となっています。

図表 配偶者暴力についての相談件数の推移（東京都）  
〔東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁〕



※1 相談件数には被害者本人以外からの相談も含まれます。

※2 都支援センターの相談件数は、東京ウィメンズプラザおよび東京都女性相談センターの相談件数の合計です。

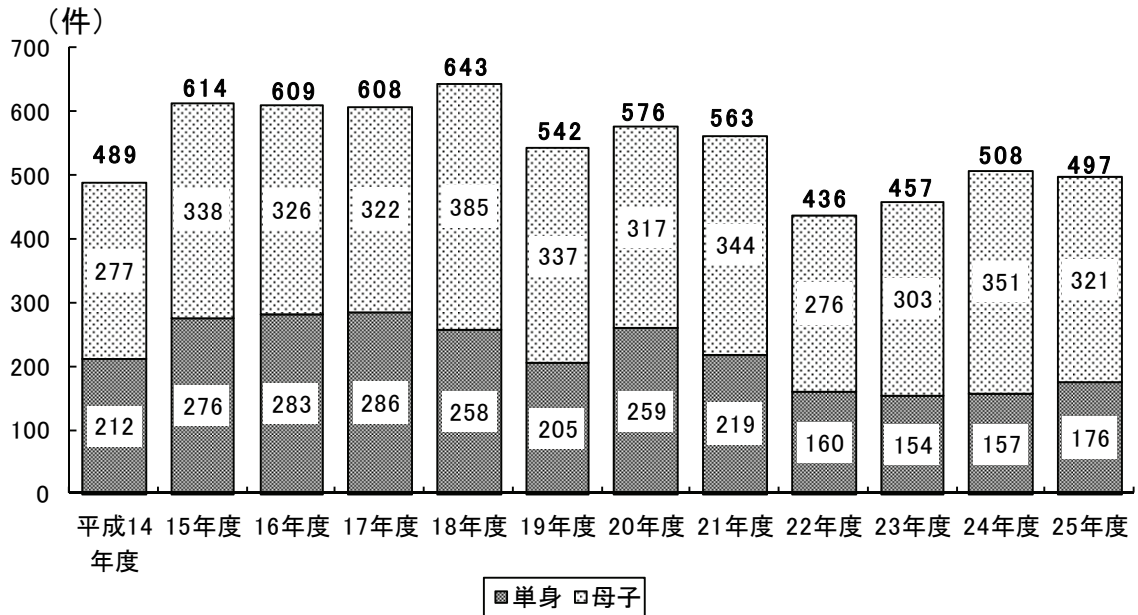
資料：東京都生活文化局調べ



## ② 一時保護件数の推移

東京都配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数は、平成25（2013）年度は母子での保護が321件、単身での保護が176件、合計497件となっています。一時保護所への入所者は単身に比べ常に母子の割合が高くなっています。

図表 東京都配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移（東京都）



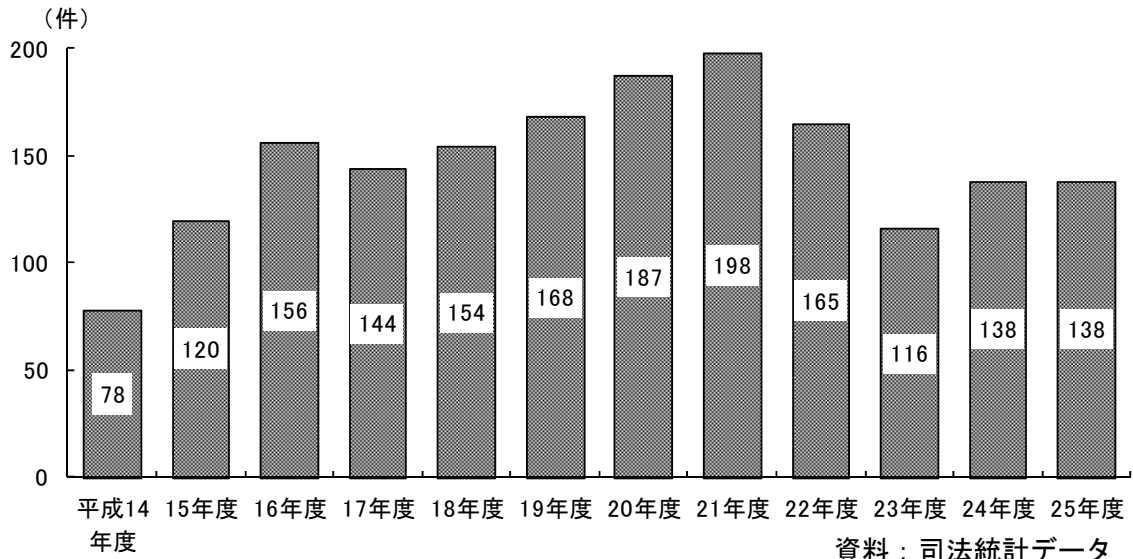
※母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっています。

資料：東京都生活文化局調べ

### ③ 保護命令件数の推移

東京地方裁判所管内で「配偶者暴力に関する保護命令」を新規に受理した件数は、平成25（2013）年度は138件となっています。

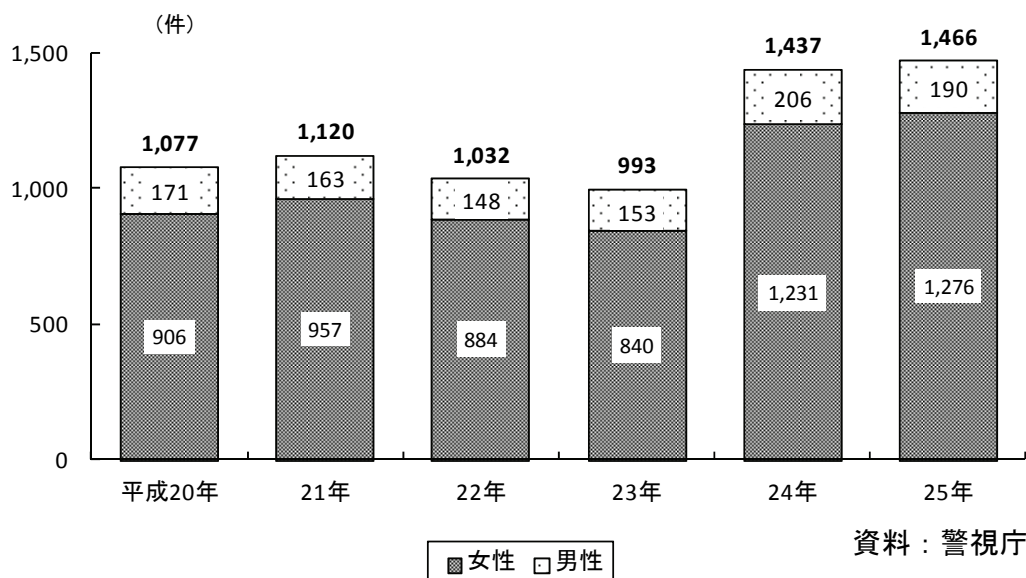
図表 保護命令新規受理件数（東京都）



### ④ 警察におけるストーカー行為等の相談件数と性別の推移

警視庁で受理したストーカー行為等に係る相談件数は平成23（2011）年から平成25（2013）年に473件増加して、1,466件となっています。被害者の性別は約9割が女性となっています。

図表 警察におけるストーカー行為等の相談件数と性別の推移（東京都）



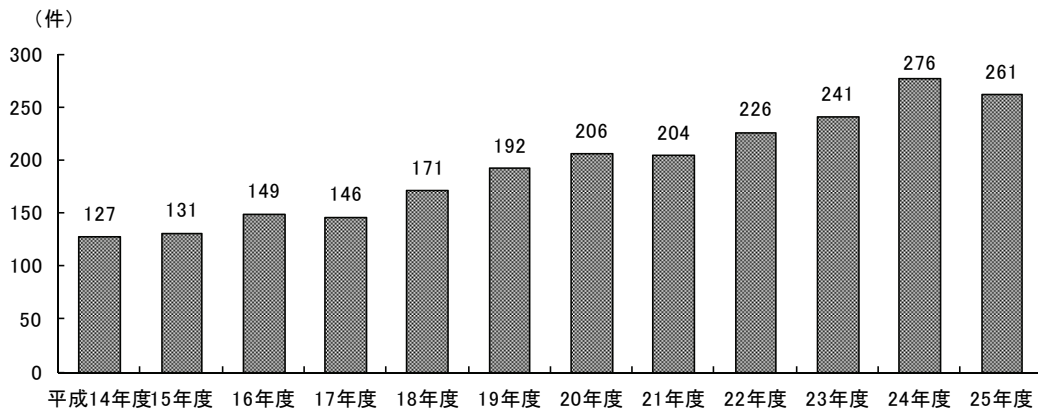
## 2 品川区の現状

### (1) 配偶者暴力の相談等の現状

#### ① 相談件数の推移

品川区の配偶者暴力の相談件数は平成24（2012）年度が276件で最も多く、平成25（2013）年度には261件となっています。

図表 配偶者暴力の相談件数の推移（品川区）

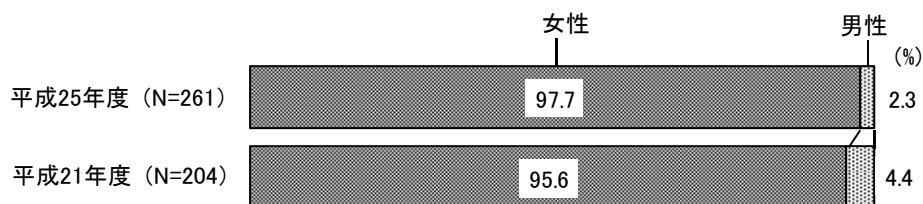


#### ② 相談件数の内訳

##### ◆被害者の性別

被害者の性別は、平成25（2013）年度は「女性」が97.7%（255件）、「男性」が2.3%（6件）となっており、平成21（2009）年度と比べ、女性の割合が高くなっています。

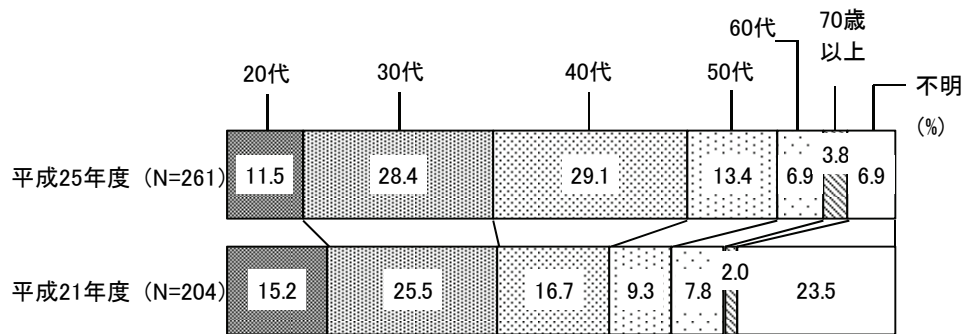
図表 配偶者暴力の被害者の性別（品川区）



## ◆被害者の年代

被害者の年代は、平成25（2013）年度は「40代（29.1%）」が最も多く、「30代（28.4%）」が続いています。平成21（2009）年度と比べると、30代、40代、50代、70歳以上の割合が高くなり、20代、60代の割合が低くなっています。

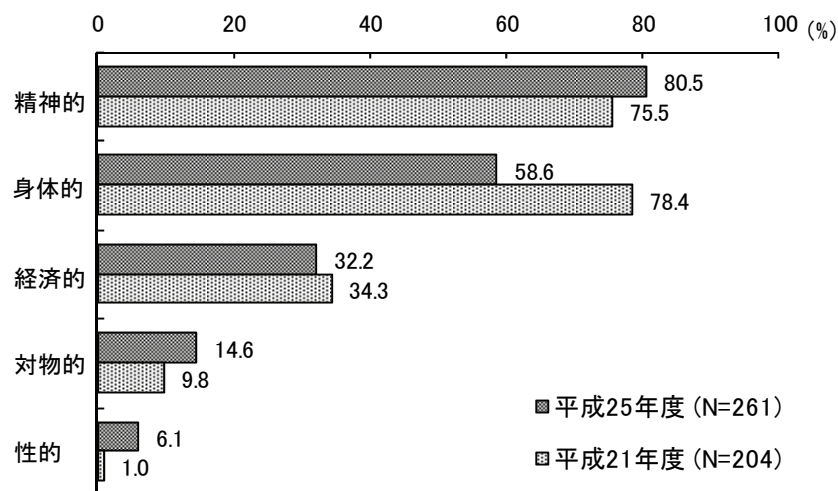
図表 配偶者暴力の被害者の年代（品川区）



## ◆暴力の形態

暴力の形態は、平成25（2013）年度は「精神的（80.5%）」が8割を超えて最も多くなっています。平成21（2009）年度と比べると、「身体的」が19.8ポイント低くなり、「精神的」「対物的」「性的」が5.0ポイント程度高くなっています。

図表 配偶者暴力の形態（複数回答）（品川区）



## ◆被害者と加害者の関係

被害者と加害者の関係は、平成25（2013）年度は「夫」が85.8%となっており、「内縁夫」が6.1%、「元恋人」が2.7%と続いています。平成21（2009）年度と比べると、「夫」からの暴力が最も多いことに変わりありません。

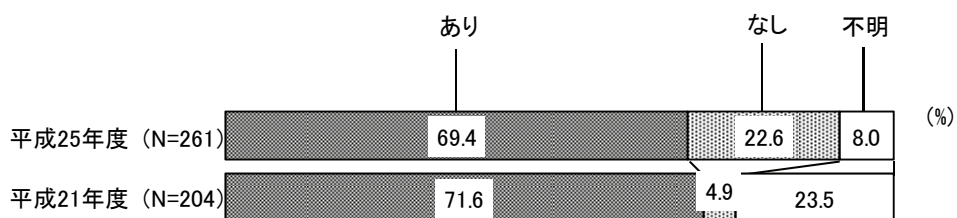
図表 配偶者暴力の加害者（品川区）

		夫	妻	元夫	元妻	内縁夫	内縁妻	恋人	元恋人	計
平成25年度	件数	224	5	4	0	16	0	5	7	261
	割合(%)	85.8	1.9	1.5	0.0	6.1	0.0	1.9	2.7	100.0
平成21年度	件数	167	4	6	0	15	2	6	4	204
	割合(%)	81.9	2.0	2.9	0.0	7.4	1.0	2.9	2.0	100.0

## ◆子どもの有無

子どもがいる被害者の割合は、平成25（2013）年度は約7割となっています。平成21（2009）年度と比べると、子どものいない割合が17.7ポイント高くなっています。

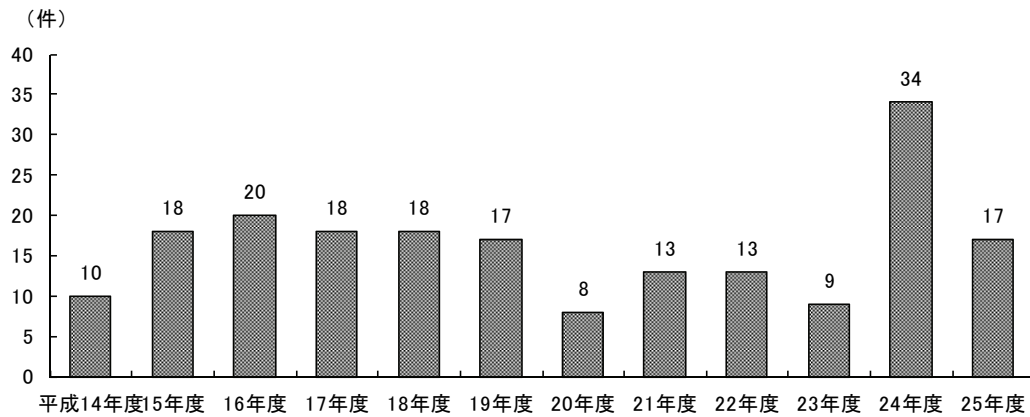
図表 被害者の子どもの有無（品川区）



### ③ 緊急避難件数の推移

品川区が行った緊急避難はすべて女性であり、件数は、年度によって差がありますが、平成25（2013）年度は17件となっています。

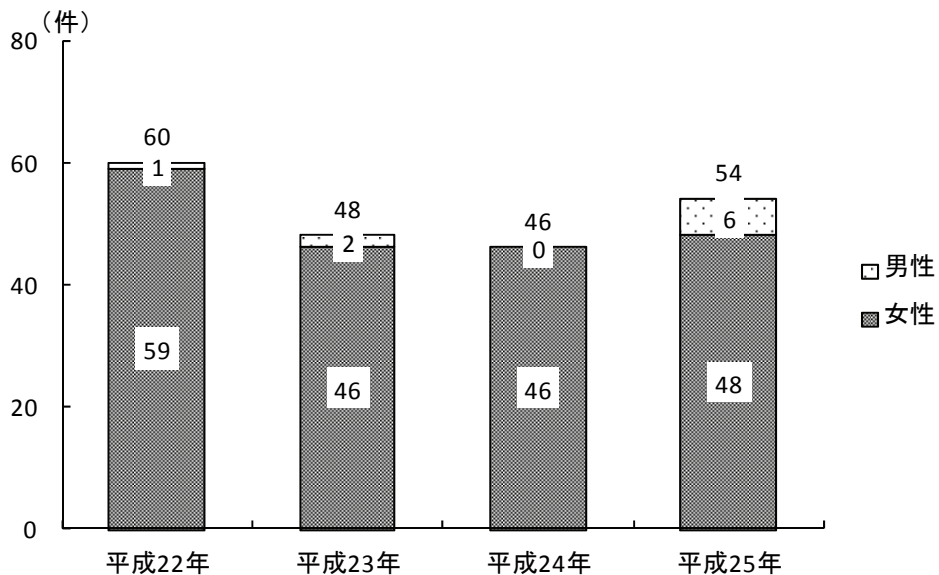
図表 緊急避難件数の推移（品川区）



### ④ 区内の警察署における配偶者暴力の相談件数の推移

区内の警察署における配偶者暴力の相談件数は、女性が常に多くなっています。

図表 区内の警察署における配偶者暴力の相談件数の推移（品川区）



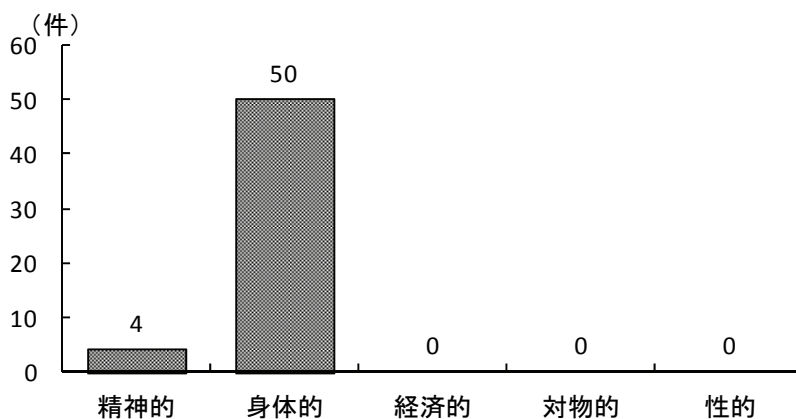
※件数は品川警察署、大崎警察署、大井警察署、荏原警察署の合計です。

資料：各警察署提供資料

## ⑤ 区内の警察署における配偶者暴力の内訳

区内の警察署における配偶者暴力の内訳は、平成25（2013）年は身体的暴力が50件と最も多く、精神的暴力は4件となっています。

図表 区内の警察署における配偶者暴力の内訳（品川区）平成 25（2013）年



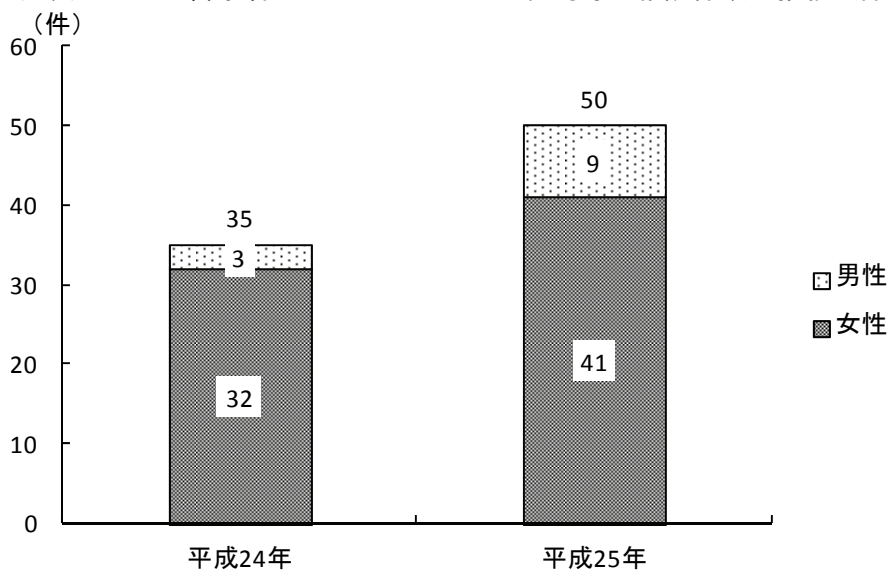
※件数は品川警察署、大崎警察署、大井警察署、荏原警察署の合計です。

資料：各警察署提供資料

## ⑥ 区内の警察署におけるストーカー行為等の相談件数の推移

区内の警察署におけるストーカー行為等の相談件数は、8割以上が女性となっていますが、男性の相談も増えています。

図表 区内の警察署におけるストーカー行為等の相談件数の推移（品川区）



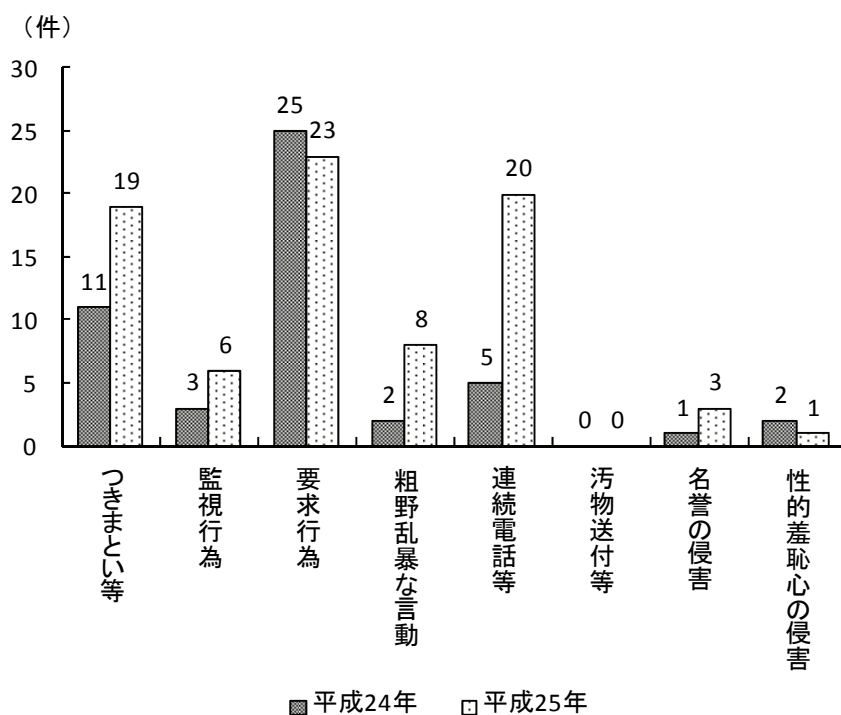
※件数は品川警察署、大崎警察署、大井警察署、荏原警察署の合計です。

資料：各警察署提供資料

## ⑦ 区内の警察署におけるストーカー行為等の内訳と推移

区内の警察署におけるストーカー行為等の内訳をみると、平成25（2013）年は「要求行為」が最も多く、「連続電話等」、「つきまとい等」が続いています。特に「連続電話等」は、平成24（2012）年に比べて15件増えています。

図表 区内の警察署におけるストーカー行為等の内訳と推移（品川区）



※件数は品川警察署、大崎警察署、大井警察署、荏原警察署の合計です。

資料：各警察署提供資料



## (2) 人権に関わる意識調査の結果

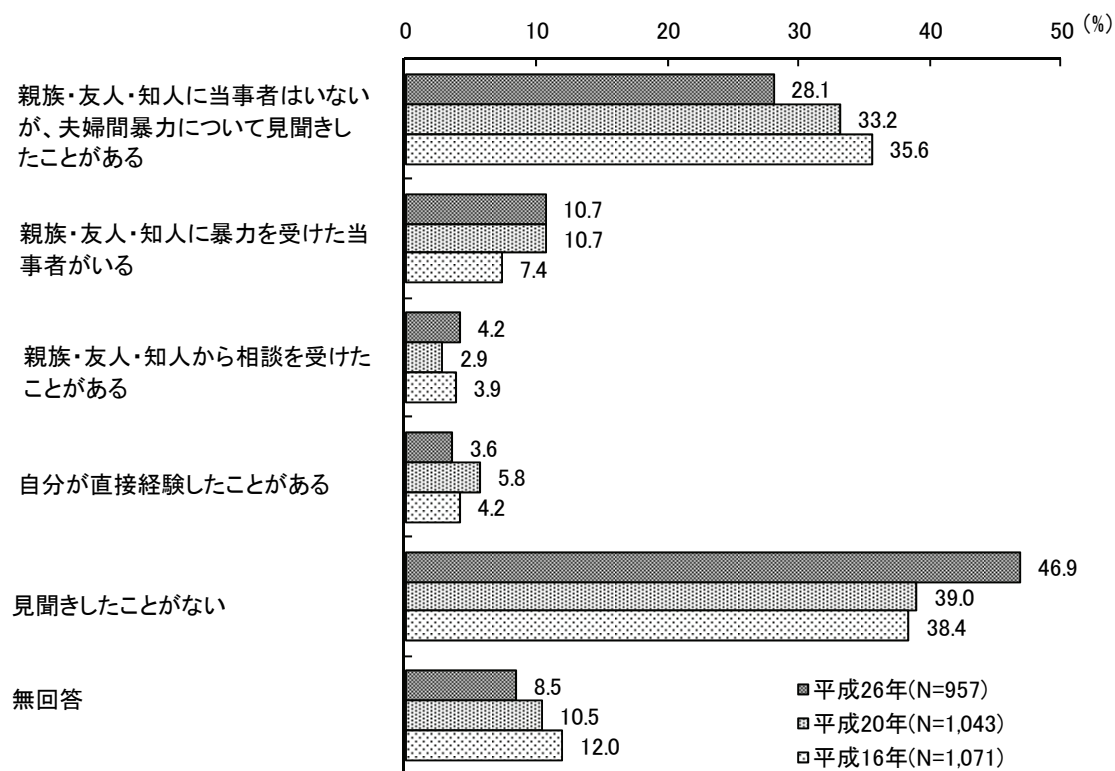
品川区では、平成26（2014）年9月に、品川区在住の18歳以上80歳未満の男女2,000人を対象として、人権侵害や差別の問題を把握するために、「人権に関わる意識調査」を実施しました。その中の「DV（含むデートDV）について」の調査結果を抜粋します。

### ① DV（含むデートDV）の経験、見聞きしたことの有無

平成26（2014）年調査は、「見聞きしたことがない」が46.9%で最も多く、「親族・友人・知人に当事者はいないが、夫婦間暴力について見聞きしたことがある」が28.1%、「親族・友人・知人に暴力を受けた当事者がいる」が10.7%、「親族・友人・知人から相談を受けたことがある」が4.2%、さらに「自分が直接経験したことがある」が3.6%となっています。

平成26（2014）年調査を、平成20（2008）年以前の調査結果と比較すると、「見聞きしたことがない（46.9%）」が年々多くなっています。「親族・友人・知人に暴力を受けた当事者がいる（10.7%）」は平成20（2008）年調査と変わらないものの、「親族・友人・知人から相談を受けたことがある（4.2%）」が増えています。

図表 DV（含むデートDV）の経験、見聞きしたことの有無（全体：複数回答）



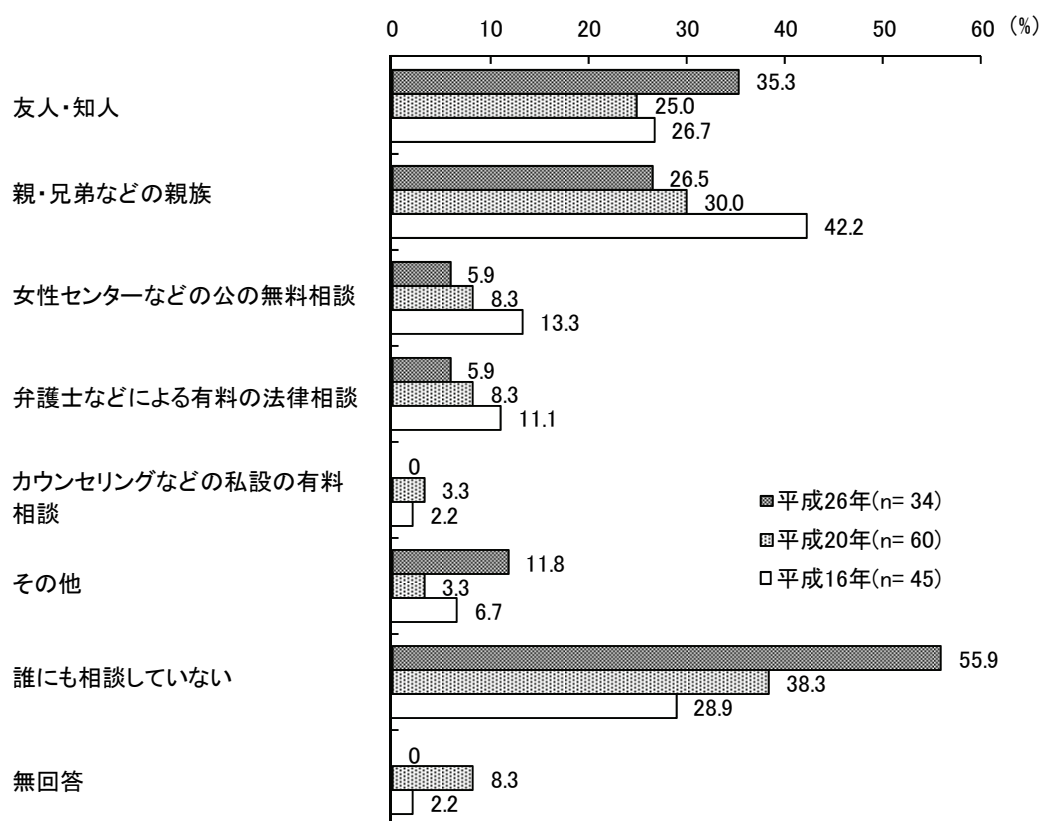
## ② 自分でDV（含むデートDV）を経験した場合の相談先

DV（含むデートDV）を経験したことがある人に、相談した先を聞いたところ、平成26（2014）年調査は、「誰にも相談していない（55.9%）」が5割を超えて最も多くなっています。相談した先では「友人・知人（35.3%）」が最も多く、「親・兄弟などの親族（26.5%）」が続いています。

平成26（2014）年調査は、「友人・知人（35.3%）」が平成20（2008）年調査（25.0%）より10.3ポイント多くなっています。一方、「誰にも相談していない（55.9%）」が平成20（2008）年調査（38.3%）より17.6ポイント多くなっています。

「女性センターなどの公の無料相談（5.9%）」と「弁護士などによる有料の法律相談（5.9%）」は、年々少なくなっています。

図表 自分でDV（含むデートDV）を経験した場合の相談先（全体：複数回答）

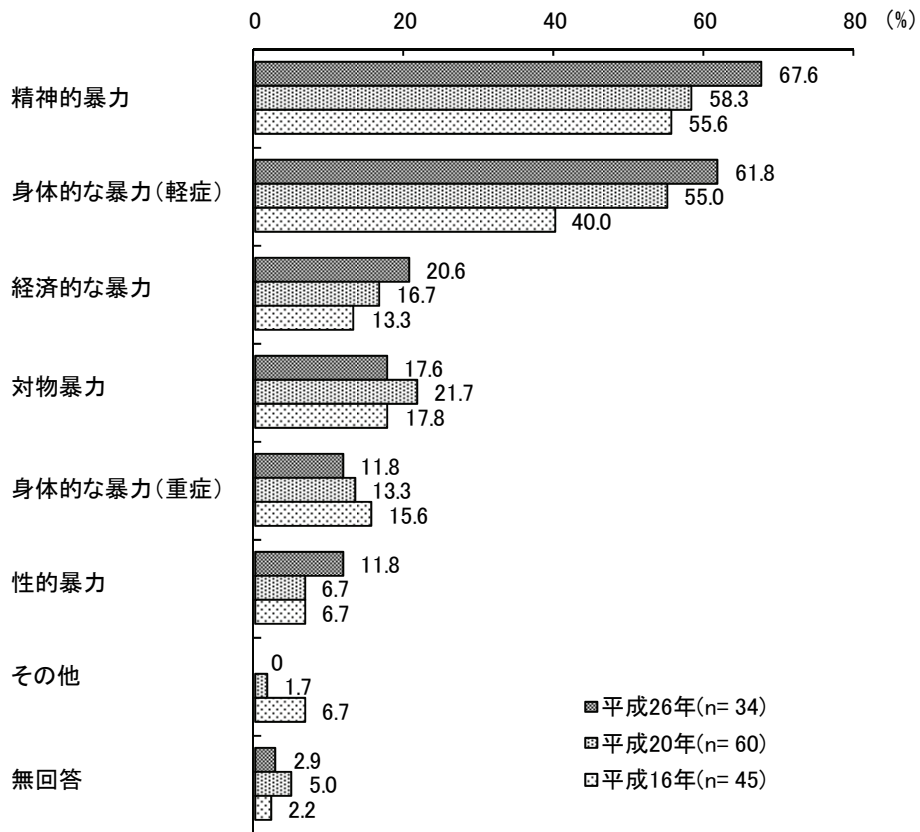


### ③ 自分でDV（含むデートDV）を経験した場合の暴力の内容

DV（含むデートDV）を経験したことがある人に、暴力の内容を聞いたところ、平成26（2014）年調査は、「精神的暴力（67.6%）」が最も多く、「身体的な暴力（軽症）（61.8%）」、「経済的な暴力（20.6%）」が続いています。

平成26（2014）年調査を、平成20（2008）年以前の調査結果と比較すると、「身体的な暴力（重症）（11.8%）」は年々減っているものの、「精神的暴力（67.6%）」、「身体的な暴力（軽症）（61.8%）」、「経済的な暴力（20.6%）」のいずれもが年々増えています。

図表 自分でDV（含むデートDV）を経験した場合の暴力の内容（全体：複数回答）

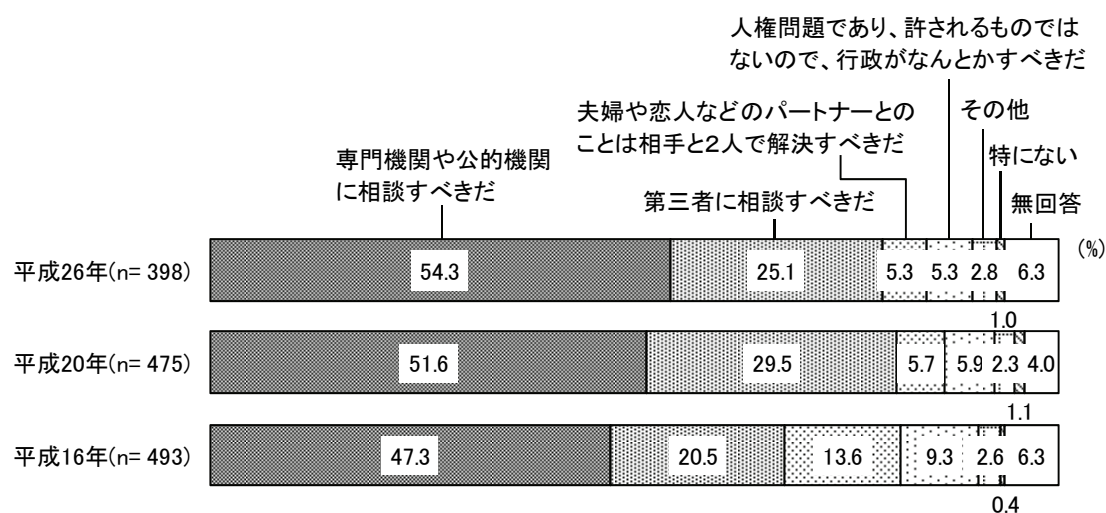


#### ④ 当事者への考え方

DV（含むデートDV）について、親族・知人・友人から相談を受けたことがある人、親族・知人・友人に暴力を受けた当事者がいる人、見聞きしたことがある人に、どのように感じたかを聞いたところ、平成26（2014）年調査は、「専門機関や公的機関に相談すべきだ（54.3%）」が最も多く、「第三者に相談すべきだ（25.1%）」が続いています。

平成26（2014）年調査を、平成20（2008）年以前の調査結果と比較すると、「専門機関や公的機関に相談すべきだ（54.3%）」が年々多くなっています。一方「夫婦や恋人などのパートナーとのことは相手と2人で解決すべきだ（5.3%）」が年々少なくなっています。

図表 当事者への考え方（全体）



### 3 各機関・団体の取り組み状況

---

区は、被害者とその家族が生活する地域における最も身近な行政主体であり、被害者の継続的な支援にとって重要な役割を担っています。品川区の配偶者暴力やストーカール行為に関わる所管課と警察などの関係機関が連携して相談や支援を行っています。

#### (1) 区における取り組み

区では、「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」において、「配偶者からの暴力の防止と被害者支援をめざす取り組み」を重点施策として定め、平成23（2011）年3月に「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、東京都配偶者暴力相談支援センター、警察などの関係機関と連携しながら、意識啓発や被害者支援に取り組んでいます。

##### ① 配偶者暴力防止に関する意識啓発

配偶者暴力防止に向けた講座の開催や啓発誌の発行等により、学習の機会や情報の提供を行っています。

##### ② 相談事業の実施・周知

男女共同参画センターや区民相談室においては、配偶者暴力やストーカール行為、各種ハラスメント（セクシュアル・パワー・モラルなど）に対してDV相談員・カウンセラー・弁護士による相談事業を実施し、被害者の相談に応じ必要な支援を行っています。保健センターではからだやこころの健康についての相談を実施しています。

また、相談事業の周知は、区広報紙やホームページ等への掲載をはじめ、配偶者暴力相談カードの区施設への設置や男女共同参画センターにて開催する講座や講演会等での配布を行っています。

##### ③ 被害者への支援

配偶者、児童、高齢者、障害者それぞれの法律に応じて、人権啓発課、子ども育成課、子ども家庭支援課などの関係各課が連携し、被害者に対する支援を行っています。

緊急避難が必要な被害者は、一時的に施設に保護し、相談支援を行っています。

##### ④ 被害者の情報保護

区が保有する個人情報については、個人情報保護条例に則り適切な管理・運用を行っています。また、配偶者暴力やストーカール行為の被害者保護の支援措置申出があった場合は、加害者からの申出に対し閲覧させない、または交付しないこととします。その他第三者からの申出についても、本人確認および請求事由の審査をより厳密に行います。

## (2) 東京都における取り組み

東京都では平成18(2006)年3月に、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、暴力の未然防止と、被害者の保護から自立に至る包括的な支援のための総合的な施策を示し、配偶者暴力防止のための取り組みを行ってきました。

その後、平成19(2007)年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正および国の基本方針を受け、平成21(2009)年3月に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を改定しています。

さらに、平成24(2012)年の「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定では、「暴力の未然防止と早期発見のための施策の充実」「相談から自立まで被害者の視点に立った支援体制の強化」「区市町村における配偶者暴力対策の一層の充実」を3つの視点として掲げた上で、この視点に沿って施策を着実に推進するため、具体的な目標を設定し、取り組んでいます。

また、東京都では、配偶者暴力相談支援センターを中心に被害者の相談や一時保護を行っています。東京都の配偶者暴力相談支援センターの機能は、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが担っています。

## (3) 警察における取り組み

警察署では、ストーカーや配偶者暴力の被害者に対して相談を行っています。相談状況に応じて、ストーカー規制法や配偶者暴力防止法、対策、支援、制度等の助言や、被害者保護の支援措置の申請の承認、保護措置等を行います。

また、加害者への注意や検挙をすることもあります。

平成25(2013)年12月には「ストーカー・DV総合対策推進本部」を警視庁管内の警察署に設置し、平成26(2014)年7月には、その体制を強化するため改組し、「人身安全関連事案総合対策本部」を設置しました。すべての案件は、警視庁に設置されているストーカー・DV事態対処チームなどと連携して、対処しています。

## (4) 民間の支援団体における取り組み

民間の支援団体は、被害者支援のための豊富なノウハウを持って、相談、民間シェルター入所から自立までの具体的な支援(就労支援、就労の場の確保を含む)、民間シェルターの運営、ステップハウスの運営、自助グループ活動、配偶者暴力やデートDV防止のための啓発や講座の実施等、さまざまな取り組みを行っています。

配偶者暴力の被害者支援については、民間の支援団体が公的機関に先駆けて取り組んでおり、今後は配偶者暴力防止に向けた施策を推進するにあたり、民間の支援団体との連携を進めていきます。

## 第3章 計画の基本目標と施策の体系

# 1 計画の基本目標

---

配偶者暴力やストーカー行為は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。未然に防ぐためには、配偶者暴力やストーカー行為防止に向けた普及啓発、早期発見が重要となります。また、被害者の支援にあたっては、相談から保護、自立まで、被害者一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことが求められています。

基本計画では引き続き4つの基本目標と11の施策目標を定め、一層推進していきます。

## (1) 暴力の未然防止と早期発見

配偶者暴力やストーカー行為は、被害者の気づきの遅れや、周囲の認識不足があり、被害が潜在化・長期化する傾向が見られます。配偶者暴力やストーカー行為を根絶するためには、多くの区民が配偶者暴力やストーカー行為に気づき、深刻な人権侵害であるという認識を深める必要があります。区では、さまざまな機会や手段を通じて配偶者暴力やストーカー行為防止に向けた意識啓発を行い、未然防止、早期発見につなげます。また、デートDVの問題も深刻であることから、学校とも連携しながら、若年層に対する意識啓発に積極的に取り組んでいきます。

## (2) 被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備

配偶者暴力に関する相談件数は品川区でも増加傾向にありますが、被害者が抱える問題は多様で複雑であり、誰にも相談できず悩みを一人で抱え込む人も多い状況です。区では、被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、被害者の状況に応じた相談機能の充実を図ります。

被害者への支援は、被害者の保護、加害者からの追及への対応が大きな問題です。身体や生命に危機がおよぶ場合には、速やかに安全な場所に保護することが必要です。また、被害者が生活を再建していくためには、心身の回復はもとより、就労や住宅の確保、子どもの安全、就学等さまざまな課題があります。区では、被害者一人ひとりの状況に応じて、被害者とその子どもの安全と安心を確保するとともに、自立した生活に向けて、切れ目のない支援体制づくりに取り組めます。



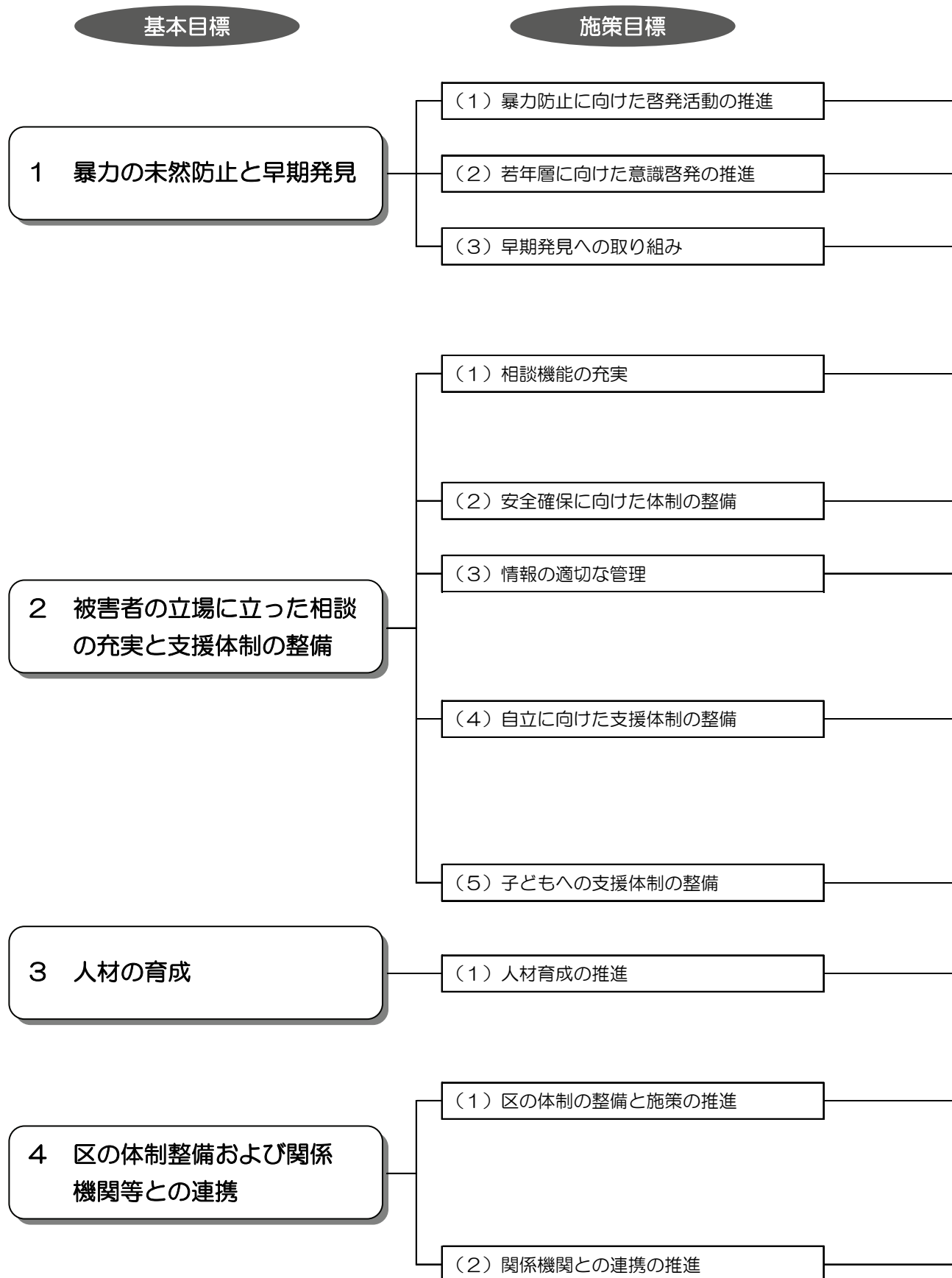
### (3) 人材の育成

被害者の相談、保護などの支援にあたる職務関係者は、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の安全の確保、および秘密の保持に配慮した対応をする必要があります。区では、職務関係者に加え、住民票や健康保険、年金を担当する職員など広く窓口で対応にあたる職員に対して、被害者の人権、配偶者暴力やストーカ―行為の特性や被害者について配慮すべき事項についての理解を深めるなど、資質の向上を図り、二次被害の防止に努めます。

### (4) 区の体制整備および関係機関等との連携

配偶者暴力やストーカ―行為は、一つの機関だけで対応することは困難であり、幅広い分野の関係機関が、認識の共有や情報交換、具体的な事案に即した協議に至るまで、さまざまな形で連携していくことが求められます。区では、区の体制整備を図るとともに、関係各課、警察、医療機関、地域住民代表者等からなる「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を設置し、配偶者暴力や児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待などの家庭内で起こる暴力の根絶を目指すほか、民間の支援団体等との連携、広域的な行政機関との連携強化を図ります。

## 2 施策の体系



## 具体的施策

①広報と啓発活動の推進	さまざまな機会や手段を通じて、配偶者暴力やストーカー行為は人権侵害であることの広報と啓発活動を行います。
②人権教育の推進	暴力は人権尊重の社会を妨げるものであるという認識を深めるとともに被害者も加害者もうみださないために、人権教育、男女平等教育の充実を図ります。
①若年層に向けた意識啓発の推進	若年層に向けて、デートDVやストーカー行為防止のための意識啓発を行います。
①区民、職務関係者等との連携	区民、職務関係者等に対し、配偶者暴力やストーカー行為に関する意識啓発、通報・相談窓口の周知を行い、連携を図ります。
②通報等に対する体制の充実	通報者の情報を秘守するとともに、通報等に速やかに対応できる体制の充実を図ります。
①相談窓口の充実	被害者が一人で悩まず相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。
②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	外国人、障害者、高齢者、セクシュアルマイノリティなど、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談を実施します。
③相談窓口の周知と情報提供	相談先が分からず被害者が困ることがないように、区の相談窓口だけでなく、警察や東京都等の相談窓口を広く周知します。
④相談環境の安全確保	安心して相談ができるよう、相談場所の環境整備を行うとともに、警察との連携体制を強化します。
①緊急一時保護	被害者の緊急一時保護のために、都の一時保護施設や民間の保護施設と連携をとり、被害者の安全を確保します。
②関係機関との連携	東京都配偶者暴力相談支援センターや警察、学校・保育園等と連携し被害者の安全を確保し、一人ひとりの状況に応じた支援を図ります。
①被害者情報の秘守	加害者の追求がおよばないように、被害者情報の保護を徹底します。
①適切な情報提供	一時保護施設に入所した被害者も含め、自立に必要な情報提供と支援を行います。
②生活保護の相談	生活保護の手続きや自立に必要な情報提供と支援を行います。
③住宅確保のための支援	一時保護施設を退所したり、自宅を離れた被害者に対し、住宅確保のための支援を行います。
④就労に関する情報提供および支援	被害者が早期に自立できるよう、就労に関する情報提供や技術習得の援助などの支援を行います。
⑤健康保険等に関する支援	健康保険や年金等の各種手続きに必要な情報提供と支援を一人ひとりの状況に応じて細かく行います。
⑥心身の回復に向けた支援	被害者の心身の回復に向けて、相談やカウンセリングができる機関について情報提供を行います。また、自助グループに対し、場の提供を行います。
①保育・就学等の行政サービスに関する支援	住民票の記載がない場合においても、被害者の子どもが保育園・幼稚園に入園したり、就学できること、また予防接種や定期健診を受けられることなどの情報提供を行います。
②子どもの心のケアへの支援	暴力行為を目撃した子どもの心の傷を回復するため、児童相談所や教育総合支援センター等関係機関と連携を図りながら、子どもの心のケアを支援します。
①研修の実施	全職員に向けて、配偶者暴力やストーカー行為に関する正しい理解と認識すべきことについて研修する機会を設けます。職務関係者には、スキルアップ研修を行い二次被害の防止に努めます。
②相談員等のメンタルヘルス対策	相談員等が代理受傷や、バーンアウト（燃えつき症候群）に陥らないように、相談員等のメンタルヘルス対策に努めます。
①配偶者暴力相談支援センター機能の検討	被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能のあり方について検討します。
②「品川区虐待防止ネットワーク」の推進	配偶者暴力等防止、児童虐待対策、高齢者虐待対策、障害者虐待対策など、区民と協働のもとと暴力防止に向けて総合的に取り組みます。
③関係各課との連携強化	関係各課と連携を強化し、相談から自立に至るまで切れ目なく総合的に被害者を支援します。
④苦情処理体制の整備	相談や支援について苦情の申し出を受けた場合は、適切かつ速やかに対応するよう努めます。
①関係機関による協議会の設置	配偶者暴力やストーカー行為の防止に関わる関係機関からなる「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」による連携強化を図ります。
②広域的な連携	加害者等の追及から逃れるために保護施設への入所、退所が区や都道府県域を超えて行われることから、被害者の支援について地方公共団体間の広域的な連携を円滑に行います。
③民間の支援団体との連携	被害者の自立支援にあたり民間の支援団体と連携しながら取り組みます。
④国、東京都、他区市町村との連携	国や東京都の動向を踏まえ、連携しながら計画を推進します。また、他区市町村とも協力し、情報の交換や収集に努めます。

## 基本目標 1 暴力の未然防止と早期発見

### (1) 暴力防止に向けた啓発活動の推進

暴力の防止には、多くの区民が配偶者暴力やストーカー行為に気づき、深刻な人権侵害であるという認識を深めることが必要です。

区はこれまで、配偶者暴力防止に関する講座およびパンフレット等による啓発や、あらゆる場で人権教育の推進を行ってきましたが、配偶者暴力やストーカー行為が増加傾向にあることから、これまでの啓発活動等に加え、わかりやすい内容で、対象に応じた多様な媒体を活用し、広報と啓発活動の充実を図ります。また、学校における人権教育や男女平等教育を推進します。

<b>1-(1)-① 広報と啓発活動の推進</b>	
さまざまな機会や手段を通じて、配偶者暴力やストーカー行為は人権侵害であることの広報と啓発活動を行います。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 配偶者暴力等防止啓発パンフレット・カードの作成・配布</li><li>・ 区広報紙やホームページ等による啓発</li><li>・ 配偶者暴力等防止に関する講座の実施</li></ul>	人権啓発課 広報広聴課
<b>1-(1)-② 人権教育の推進</b>	
暴力は人権尊重の社会を妨げるものであるという認識を深めるとともに被害者も加害者もうみださないために、人権教育、男女平等教育の充実を図ります。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人権尊重都市品川宣言の普及・啓発</li><li>・ 男女平等の視点に基づく人権教育と啓発の推進</li><li>・ 学校における人権・男女平等教育の推進</li></ul>	人権啓発課 指導課

## (2) 若年層に向けた意識啓発の推進

デートDVの被害も深刻であることから、デートDVを防止するため、中学校・高校・大学・専門学校および民間の支援団体と連携し、早期発見・未然防止を図ることが必要です。

区はこれまで、若年層に向けたデートDVに関する講座およびパンフレット等による意識啓発を行ってきましたが、ストーカー行為の増加を踏まえ、今後も若年層に対する意識啓発に積極的に取り組み、また、若年層を取り巻く大人に対する啓発方法等の充実も図ります。

1-(2)-① 若年層に向けた意識啓発の推進	
若年層に向けて、デートDVやストーカー行為防止のための意識啓発を行います。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・若年層に向けたデートDV等の啓発および未然防止のためのパンフレットの作成・配布</li><li>・中学校・高校・大学・専門学校および民間の支援団体と連携した若年層向けの講座・講演会等の実施</li><li>・若年層を取り巻く大人への啓発</li></ul>	人権啓発課 子ども育成課 子ども家庭支援課

### (3) 早期発見への取り組み

配偶者暴力やストーカー行為の早期発見につなげるには、区民、職務関係者等が、互いの役割や職務を認識し合い、適切な連絡や情報提供を行うことが必要です。

区はこれまで、配偶者暴力に関する意識啓発、通報・相談窓口の周知を行ってきましたが、一層の早期発見に向けて、配偶者暴力やストーカー行為の被害者を早期発見しやすい立場にいる、区民、職務関係者等に対する意識啓発、通報、情報提供等の周知を徹底していきます。また、通報等に速やかに対応するために体制の充実を図ります。

1-(3)-① 区民、職務関係者等との連携	
区民、職務関係者等に対し、配偶者暴力やストーカー行為に関する意識啓発、通報・相談窓口の周知を行い、連携を図ります。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 区民・職務関係者等を対象とした啓発講座の実施</li><li>・ 区広報紙やホームページでの周知</li><li>・ 妊産婦等の各種申請時や乳幼児健康診断時の相談</li><li>・ 民生委員・児童委員等への周知</li><li>・ 医療関係者、福祉関係者への周知</li><li>・ 保育園、幼稚園、学校等の関係者への周知</li><li>・ 職務関係者相互の連携強化</li></ul>	人権啓発課 保健センター 子ども育成課 子ども家庭支援課 関係各課
1-(3)-② 通報等に対する体制の充実	
通報者の情報を秘守するとともに、通報等に速やかに対応できる体制の充実を図ります。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 職務関係者との連携強化</li><li>・ 警察との連携強化</li><li>・ 対応マニュアルの整備</li></ul>	関係各課

## 基本目標２ 被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備

### (1) 相談機能の充実

被害者が抱える問題は多様で複雑であり、誰にも相談できず悩みを一人で抱え込む人も多い状況です。

区はこれまで、被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるよう、窓口の充実を図ってきましたが、一層の被害者支援に向けて、広く相談窓口の周知を徹底するとともに、被害者一人ひとりの状況に応じた支援を視野に入れた相談機能の充実を図ります。

2-(1)-① 相談窓口の充実	
<p>被害者が一人で悩まず相談できるよう、相談窓口の充実を図ります。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力等に関する相談窓口の充実と連携</li> <li>・ 女性相談員による総合相談</li> <li>・ 区民総合相談</li> <li>・ 母子・父子自立支援員・婦人相談員によるひとり親家庭相談・婦人相談</li> <li>・ 子ども育成課・子育て支援センターにおける児童相談</li> <li>・ 保健センターにおけるからだやこころの健康相談</li> <li>・ 相談機関相互の連携強化</li> </ul>	<p>人権啓発課                      広報広聴課                      子ども育成課                      子ども家庭支援課                      高齢者福祉課                      障害者福祉課                      生活福祉課                      保健センター</p>

2-(1)-② 一人ひとりの状況に応じた相談の実施	
<p>外国人、障害者、高齢者、セクシュアルマイノリティなど、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談を実施します。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談状況に配慮した相談の実施</li> <li>・ 外国人生活相談</li> <li>・ 障害者虐待防止センターによる相談</li> <li>・ 高齢者福祉課ケースワーカーによる相談</li> </ul>	<p>人権啓発課                      広報広聴課                      高齢者福祉課                      障害者福祉課                      生活福祉課</p>

<b>2-(1)-③ 相談窓口の周知と情報提供</b>	
相談先が分からず被害者が困ることがないように、区の相談窓口だけでなく、警察や東京都等の相談窓口を広く周知します。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区広報紙やホームページ等を活用した相談窓口の周知</li> <li>・区施設や区内の商業施設等への配偶者暴力相談カードの設置</li> <li>・一人ひとりの状況に応じた相談窓口の周知と情報提供</li> </ul>	人権啓発課 広報広聴課

<b>2-(1)-④ 相談環境の安全確保</b>	
安心して相談ができるよう、相談場所の環境整備を行うとともに、警察との連携体制を強化します。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談場所の施設機能および非常ベルの設置等の整備</li> <li>・プライバシーに配慮した相談室の確保</li> <li>・緊急時の応援体制と連絡方法の検討</li> <li>・警察との連携体制の強化</li> </ul>	人権啓発課 広報広聴課 子ども育成課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 保健センター

## (2) 安全確保に向けた体制の整備

配偶者暴力やストーカー行為により生命に危険がおよぶ場合も少なくありません。また、被害の状況等から、精神的に不安定な被害者や、生活困窮・児童虐待など複合的な問題を抱えた被害者等も多くなっています。そのため、被害者の安全確保は何よりも優先することが求められ、心理的ケアや関係機関との連携等、自立に向けた支援を視野に入れた一時保護や情報提供の充実を図る必要があります。

区はこれまで、緊急一時保護を含めて、加害者の元から避難した後も被害者およびその子ども等の安全が迅速に確保されるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行ってきましたが、更なる安全確保に向けて、今後は、今までの取り組みに加え、関係機関と適切な情報共有と連携を図ります。

<b>2-(2)-① 緊急一時保護</b>	
被害者の緊急一時保護のために、都の一時保護施設や民間の保護施設と連携をとり、被害者の安全を確保します。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかな緊急一時保護の推進</li> <li>・緊急時における被害者の安全確保</li> <li>・施設入所同行時の安全確保維持と人員確保</li> <li>・保護命令制度の情報提供および手続き等の支援</li> <li>・適切な一時保護施設との連絡調整</li> </ul>	子ども家庭支援課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課



2-(2)-② 関係機関との連携	
<p>東京都配偶者暴力相談支援センターや警察、学校・保育園等と連携し被害者の安全を確保し、一人ひとりの状況に応じた支援を図ります。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都配偶者暴力相談支援センターとの連携</li> <li>・警察との連携</li> <li>・子どもの安全確保に向けた学校・保育園等との連携</li> <li>・他自治体、民間の支援団体等との連携</li> <li>・高齢被害者に向けた高齢者施設との連携</li> <li>・障害のある被害者に向けた障害者施設との連携や手話通訳確保などの支援</li> <li>・子どもと一緒に保護を希望する場合など、民間施設等との連携</li> <li>・関係各課との連携</li> <li>・連絡会議等の実施</li> </ul>	<p>戸籍住民課 子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 指導課 関係各課</p>

### (3) 情報の適切な管理

被害者の安全確保には、常に注意した対応が必要です。

区はこれまで、被害者の安全と安心の確保に向けて、区が保有する被害者情報について個人情報の保護および適正な管理運用に努めてきましたが、今後も関係各課への情報提供および情報保護を含めた、一層の徹底を図ります。

2-(3)-① 被害者情報の秘守	
<p>加害者の追求がおよばないように、被害者情報の保護を徹底します。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳の閲覧、住民票および戸籍附票の写し交付等の制限の徹底</li> <li>・外国人の情報保護の徹底</li> <li>・関係各課への支援措置対象者に関する情報の種類や活用方法の周知徹底</li> <li>・関係各課における被害者情報保護の徹底</li> </ul>	<p>戸籍住民課 関係各課</p>

## (4) 自立に向けた支援体制の整備

被害者が地域にとけこみ新しい生活を始めるためには、経済的基盤の確立、住宅の確保、就労の場の確保、心身の回復、子どもの養育、地域・社会活動への参加などさまざまな支援が必要です。

区はこれまで、被害者の自立に向けた各種支援を関係各課が連携して行ってきましたが、今後は被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を継続的に行い、相談から自立まで総合的に支援をできるように体制整備を図ります。

<b>2-(4)-① 適切な情報提供</b>	
<p>一時保護施設に入所した被害者も含め、自立に必要な情報提供と支援を行います。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談および情報提供</li> <li>・ 手続きの一元化</li> <li>・ 関係各課への同行支援</li> </ul>	<p>広報広聴課 子ども家庭支援課 生活福祉課</p>
<b>2-(4)-② 生活保護の相談</b>	
<p>生活保護の手続きや自立に必要な情報提供と支援を行います。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護の相談および情報提供</li> <li>・ 生活困窮者自立支援制度との連携</li> </ul>	<p>生活福祉課</p>
<b>2-(4)-③ 住宅確保のための支援</b>	
<p>一時保護施設を退所したり、自宅を離れた被害者に対し、住宅確保のための支援を行います。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人保護施設、民間シェルター、母子生活支援施設、宿泊提供施設等の情報提供</li> <li>・ 都営住宅入居に際して優遇制度の紹介</li> <li>・ 区営住宅入居の募集に関する情報提供</li> </ul>	<p>子ども家庭支援課 生活福祉課 都市計画課</p>

<b>2-(4)-④ 就労に関する情報提供および支援</b>	
<p>被害者が早期に自立できるよう、就労に関する情報提供や技術習得の援助などの支援を行います。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職に関するセミナー、パソコン講座の開催</li> <li>・ひとり親家庭に向けた就労支援の実施</li> <li>・各種就労セミナーおよび職業訓練等の情報提供</li> <li>・ハローワークとの連携</li> <li>・障害者就労支援事業の実施</li> </ul>	<p>人権啓発課 商業・ものづくり課 子ども家庭支援課 生活福祉課 障害者福祉課</p>

<b>2-(4)-⑤ 健康保険等に関する支援</b>	
<p>健康保険や年金等の各種手続きに必要な情報提供と支援を一人ひとりの状況に応じて細かく行います。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険、国民年金、介護保険等の情報提供と手続きの支援</li> </ul>	<p>高齢者福祉課 国保医療年金課</p>

<b>2-(4)-⑥ 心身の回復に向けた支援</b>	
<p>被害者の心身の回復に向けて、相談やカウンセリングができる機関について情報提供を行います。また、自助グループに対し、場の提供を行います。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセラーによる面接および電話相談の実施</li> <li>・女性相談員による面接相談の実施</li> <li>・からだやこころの健康相談の実施</li> <li>・自助グループへの場の提供</li> </ul>	<p>人権啓発課 保健センター</p>

## (5) 子どもへの支援体制の整備

児童虐待防止法では、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力も児童虐待であると定められています。配偶者暴力やストーカー行為は子どもへの影響が大きいことから、子どもの心のケアを充実することが必要です。また、被害者と子どもの安全を確保し、自立を促進するためには、保育や就学は極めて重要な課題です。

区はこれまで、子どもに与える影響の大きさを配慮し、さまざまな行政サービスの情報提供および心のケアへの支援を行ってきましたが、今後も、子どもの心身の健康と安定した日常生活、学校生活に向けて支援体制の整備を図り、また、子どもの支援にあたる関係機関の連携を一層強化し、被害者と同様に切れ目ない継続的な支援を図ります。

2-(5)-① 保育・就学等の行政サービスに関する支援	
<p>住民票の記載がない場合においても、被害者の子どもが保育園・幼稚園に入園したり、就学できること、また予防接種や定期健診を受けられることなどの情報提供を行います。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園・幼稚園や学校の転入学手続きにおける配慮</li> <li>・ 保育園および緊急一時保育奉仕員宅での預かり</li> <li>・ 学校における被害者の子どもへの配慮</li> <li>・ 予防接種や定期健診等の情報提供</li> <li>・ 関係機関との連携や同行支援</li> </ul>	<p>子ども育成課 子ども家庭支援課 保育課 保健予防課 保健センター 学務課 指導課</p>
2-(5)-② 子ども心のケアへの支援	
<p>暴力行為を目撃した子どもの心の傷を回復するため、児童相談所や教育総合支援センター等関係機関と連携を図りながら、子どもの心のケアを支援します。</p> <p><b>【主な取り組み】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所への情報提供</li> <li>・ 子どもへの影響や必要なケアについての情報提供</li> <li>・ 児童相談所による子どもの心のケアと発達支援</li> <li>・ 保健センターによる思春期のこころの相談・発達健診・心理相談</li> <li>・ 教育総合支援センターによる子どもの心のケアと発達支援</li> <li>・ 関係機関との連携</li> </ul>	<p>子ども育成課 子ども家庭支援課 保健センター 指導課</p>

## 基本目標3 人材の育成

### (1) 人材育成の推進

被害者への適切な支援・対応に向けては、職員や職務関係者が配偶者暴力やストーカー行為について正しく理解・認識していることが必要です。

区はこれまで、被害者が安心して支援を受けることができるよう、配偶者暴力に関する正しい理解と認識を深める研修等を行ってまいりましたが、今後は、住民票や健康保険、年金等を担当する職員など窓口で対応にあたる職員に対しても研修を行い、二次被害の一層の防止に努めます。

また、相談員等のメンタルヘルス対策に引き続き取り組みます。

<b>3-(1)-① 研修の実施</b>	
全職員に向けて、被害体験者の講演を実施するなど、配偶者暴力やストーカー行為に関する正しい理解と認識すべきことについて研修する機会を設けます。東京都や関係機関、民間支援団体が主催する研修にも積極的に参加します。職務関係者には、被害者への適切な対応を行うためスキルアップ研修を行い、二次被害の防止に努めます。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・研修の充実</li><li>・東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修への区職員の派遣</li><li>・対応マニュアルの整備</li><li>・相談員等に対するスーパービジョンの提供</li></ul>	人権啓発課 人事課 子ども育成課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 生活福祉課 保健センター
<b>3-(1)-② 相談員等のメンタルヘルス対策</b>	
相談員等が、被害者と同様の心理状態になる代理受傷や、問題解決の困難性から意欲を失うバーンアウト（燃えつき症候群）に陥らないように、相談員等のメンタルヘルス対策に努めます。 <b>【主な取り組み】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・相談員等に対する研修の充実</li><li>・東京都や関係機関、民間の支援団体等の研修への区職員の派遣</li><li>・区産業医による職員のメンタルヘルスに関する相談</li></ul>	人事課 子ども育成課 子ども家庭支援課 高齢者福祉課 生活福祉課 保健センター

## 基本目標４ 区の体制整備および関係機関等との連携

### (1) 区の体制の整備と施策の推進

配偶者暴力やストーカー行為の防止から被害者の相談、安全確保、自立支援など、切れ目ない支援を行うためには関係各課相互の協力と緊密な連携が不可欠です。

区はこれまで、配偶者暴力対策を総合的、効果的に推進するために、庁内体制の整備を図ってきましたが、引き続き体制の整備の強化に努めます。

<b>４－(1)－① 配偶者暴力相談支援センター機能の検討</b>	
被害者支援の中心的役割を果たす機関としての配偶者暴力相談支援センター機能のあり方について検討します。 <b>【主な取り組み】</b> ・ 配偶者暴力相談支援センター機能の検討	人権啓発課 子ども家庭支援課
<b>４－(1)－② 「品川区虐待防止ネットワーク」の推進</b>	
配偶者暴力等防止、児童虐待対策、高齢者虐待対策、障害者虐待対策など、区民と協働のもと暴力防止に向けて総合的に取り組みます。 <b>【主な取り組み】</b> ・ 「品川区虐待防止ネットワーク」の推進	関係各課
<b>４－(1)－③ 関係各課との連携強化</b>	
関係各課と連携を強化し、相談から自立に至るまで切れ目なく総合的に被害者を支援します。 <b>【主な取り組み】</b> ・ 関係各課との連携強化	関係各課
<b>４－(1)－④ 苦情処理体制の整備</b>	
相談や支援について苦情の申し出を受けた場合は、適切かつ速やかに対応するよう努めます。 <b>【主な取り組み】</b> ・ 苦情処理体制の整備	関係各課

## (2) 関係機関との連携の推進

配偶者暴力やストーカー行為の防止、被害者の保護、自立に向けた支援は広範囲におよび、関係機関、団体も多岐にわたります。このため、被害者のさまざまな状況に対応し、実効ある支援体制を整えるためには、関係機関、民間の支援団体と緊密な連携を図ることが必要です。

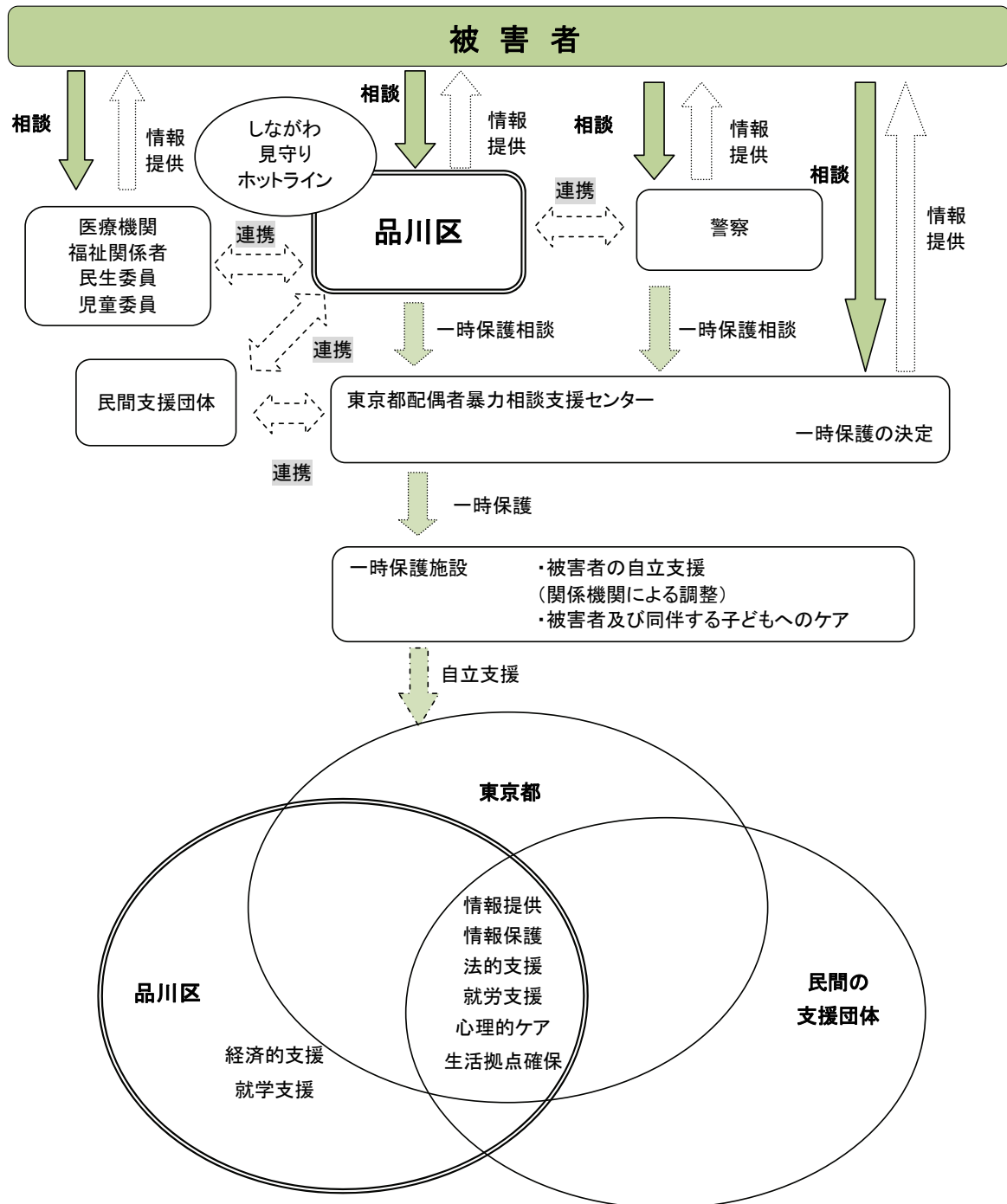
区では、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会を立ち上げ、関係機関との情報共有や連携を図っていますが、被害状況に対応したきめ細かい支援を行うため、一層の連携強化を図ります。

また、国や東京都の動向を踏まえ、連携しながら計画を推進します。

<b>4-(2)-① 関係機関による協議会の設置</b>	
配偶者暴力やストーカー行為の防止に関わる所管課、警察、医療機関、民間の支援団体、地域住民代表者等の関係機関からなる「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」による連携強化を図ります。 <b>【主な取り組み】</b> ・「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」の連携強化	関係各課
<b>4-(2)-② 広域的な連携</b>	
加害者等の追及から逃れるために保護施設への入所、退所が区や都道府県域を超えて行われることから、被害者の支援について地方公共団体間の広域的な連携を円滑に行います。 <b>【主な取り組み】</b> ・他自治体との連携による支援者体制の整備	関係各課
<b>4-(2)-③ 民間の支援団体との連携</b>	
被害者の自立支援にあたり民間の支援団体と連携しながら取り組みます。 <b>【主な取り組み】</b> ・相談事業等の自立支援事業における連携	関係各課
<b>4-(2)-④ 国、東京都、他区市町村との連携</b>	
国や東京都の動向を踏まえ、連携しながら計画を推進します。また、他区市町村とも協力し、情報の交換や収集に努めます。 <b>【主な取り組み】</b> ・国、東京都、他区市町村との連携	人権啓発課

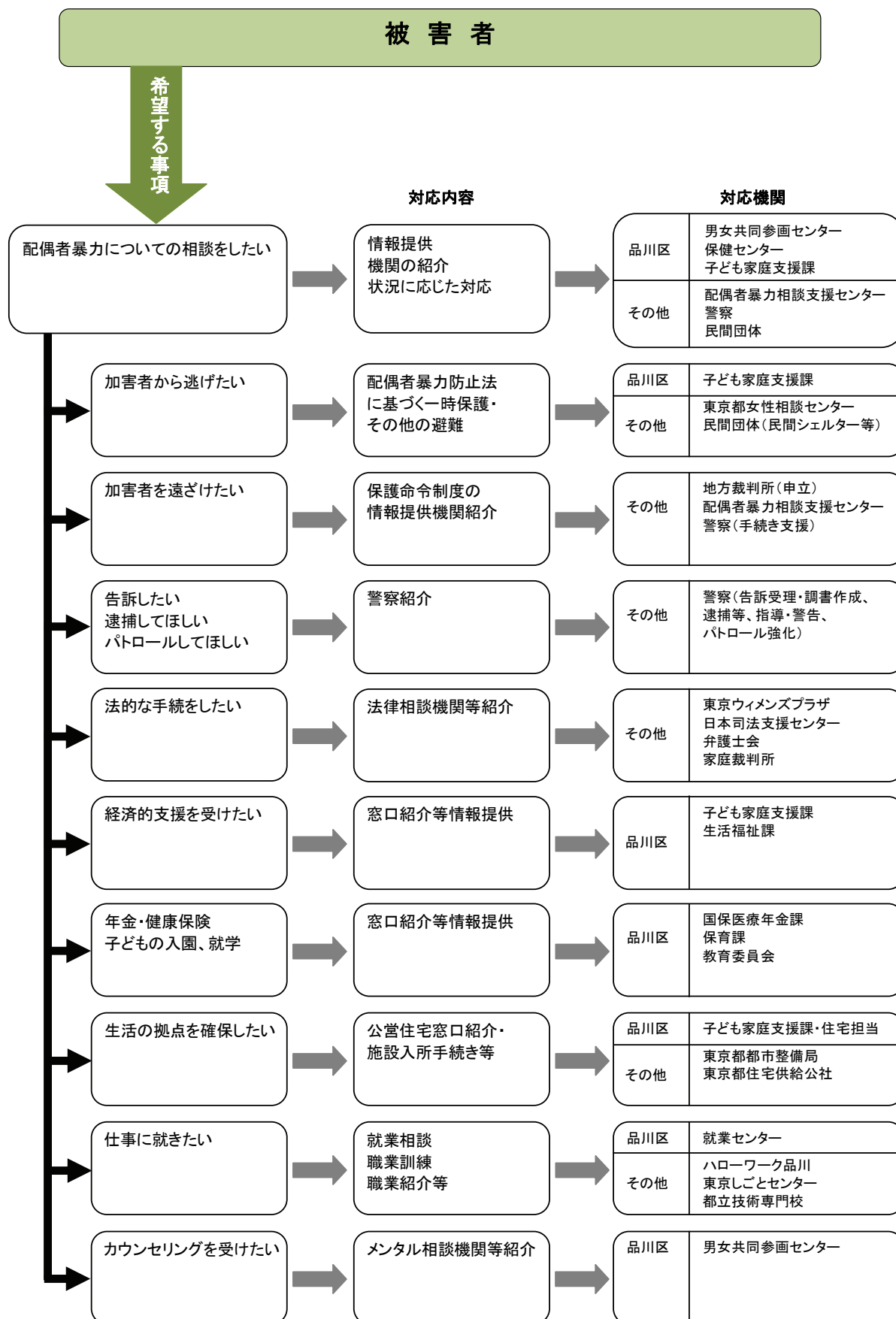
### 3 配偶者暴力に対する被害者支援の流れ

#### (1) 被害者支援の流れ





## (2) 被害者への具体的支援





## 第4章 推進体制

# 1 区の推進体制

---

## (1) 「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」の設置

配偶者暴力やストーカー行為における被害者の保護や自立支援には複数の機関が相互に連携を図りながら対応する必要があります。

被害者の早期発見やその被害者の適切な保護又は支援を図るとともに、関係機関が連携を強化し虐待のない地域社会を創設することを目的として、関係各課、警察署、医療機関、地域住民代表者等からなる「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」を設置し、暴力の未然防止と各機関の連携の推進を図ります。

この「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第9条の規定にとどまらず、「児童福祉法」第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会と「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第3条1項および「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第4条1項で規定する関係機関との連携強化を目的に設置するものです。

## (2) 「DV相談窓口連絡会」の開催

DV相談窓口を設置している各課および住民票や健康保険、年金等を担当する各課による連絡会を開催し、情報共有および相談から支援までの連携強化を図ります。

# 2 国・東京都・他区市町村等との連携強化

---

## (1) 国・東京都・他区市町村との連携強化

計画に掲げる取り組みについては、区が単独で実施できるもののほかに、広域的な対応を必要とする取り組みがあります。このため、国や東京都、他区市町村との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

## (2) 国・東京都への要望

法律・政令・都条例等の制定、改正など、区独自では解決できない問題等への対応について、国や東京都に働きかけていきます。

# 3 計画の進行管理

---

本計画の実効性を高めるために、施策事業の進捗状況を管理・評価し、計画を着実に実行します。

## 資 料

1	用語集 .....	46
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	47
3	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要） .....	54
4	ストーカー行為等の規制等に関する法律 .....	58
5	品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱 .....	62
6	デートDVに関する意識調査の概要 .....	63
7	策定体制・策定経過 .....	69
8	DV・ストーカー被害者支援機関・支援団体ヒアリング調査 .....	72
9	区内相談窓口一覧 .....	73

# 1 用語集

---

## ○配偶者

配偶者暴力防止法が定めている「配偶者」には、婚姻の届出をしていない「事実婚」の場合や、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。なお、暴力の未然防止のための取り組みや意識啓発など、法律根拠を必要としないさまざまな施策については、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーも含め、対応を進めていきます。

## ○配偶者暴力

「なぐる」、「ける」といった身体的な暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」、「無視する」、「わざと相手が大切にしているものを壊す」などの精神的な暴力、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」、「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれます。

## ○ドメスティック・バイオレンス

「DV」と略されることが多く、「配偶者や恋人等、親密な関係にある・またはあった相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力」という意味で使われます。ドメスティック・バイオレンスを直訳すると、「家庭内での暴力」となり、高齢者や子どもなどに家庭内でふるう暴力を含めて使用される場合もあります。このことから、本計画では平成26年度の「人権に関わる意識調査結果」以外は基本的に「DV」ではなく「配偶者暴力」という言葉を使用していますが、法的根拠によらない区独自の幅広い施策については、「デートDV」などの表現を使用しています。

## ○デートDV

結婚していない恋人間の暴力、特に若い世代で親密な関係にある相手からの、身体的・精神的・経済的・性的暴力を指しています。

## ○配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法により、配偶者暴力の被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等による情報提供等の支援を行う機関。東京都では、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターが配偶者暴力相談支援センター機能を担っています。

## ○保護命令

配偶者暴力防止法が定める、被害者の生命または身体にさらに危害が加えられることを防止するための制度です。被害者が裁判所に申立てを行うことにより、裁判所は暴力をふるったとされる配偶者から言い分を聴き、申立ての内容を審理します。保護命令には、暴力をふるったものに対し、被害者につきまったり、住居、勤務先などの近くを徘徊したりすることを禁止する「接近禁止命令」（6カ月間）と、加害者に対して家から出て行くよう命令する「退去命令」（2カ月間）があります。

## ○一時保護

暴力から逃れ、家を出た被害者や子どもたちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に被害者本人の申請に基づく緊急の避難場所として、一時保護所があります。

## ○ストーカー

同一の者に対し「つきまとい等」（つきまとい・待ち伏せ・押しかけ、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、乱暴な言動、無言電話・連続した電話・ファクシミリ・電子メール、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害）を繰り返して行う者をいいます。

## ○支援措置

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者の方について、市区町村に対して支援措置の実施を申し出ること等により、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けています。

## 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)  
最終改正：平成二五年七月三日法律第七二号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条—第二十二條）
- 第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）
- 第五章の二 補則（第二十八條の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則 (定義)

- 第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
  - 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

### (国及び地方公共団体の責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府

県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に 응ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号及び第八号の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

**第六条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に

通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

### (警察官による被害の防止)

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (警察本部長等の援助)

**第八条の二** 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

### (福祉事務所による自立支援)

**第八条の三** 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その



他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

#### (保護命令)

**第十条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合には限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の

各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、

当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

**(即時抗告)**

**第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

**(保護命令の取消し)**

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

**(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)**

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による

命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

**(事件の記録の閲覧等)**

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

**(法務事務官による宣誓認証)**

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

**(民事訴訟法の準用)**

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

**(最高裁判所規則)**

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第五章 雑則**

**(職務関係者による配慮等)**

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び

秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

**第二十八条の二** 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力

(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

**第三条** この法律の規定については、この法律の施行

後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

**（検討）**

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄**

**（施行期日）**

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

# 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成25年12月26日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第1号  
※平成26年10月1日一部改正

## 第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

### 2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

## 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

## 第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援セ

ンターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

### 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

## 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

## 4 被害者からの相談等

### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

### (2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

#### (4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

#### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

#### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

#### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

### 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

#### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

#### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

#### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

#### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公

共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

### 7 被害者の自立の支援

#### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

#### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

#### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

#### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

#### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

#### (6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

#### (7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

#### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図り

つつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

#### (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

### 8 保護命令制度の利用等

#### (1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

#### (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

##### ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

##### イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

### 9 関係機関の連携協力等

#### (1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

#### (2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成され

る実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

#### (3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

#### (4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

### 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

#### (1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

#### (2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

### 11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

### 12 教育啓発

#### (1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

#### (2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

### 13 調査研究の推進等

#### (1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安



全を高めるか等とその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

## **(2) 人材の育成等**

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

## **14 民間の団体に対する援助等**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

## **第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項**

### **1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価**

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### **2 基本計画の策定・見直しに係る指針**

#### **(1) 基本計画の策定**

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

#### **(2) 基本計画の見直し等**

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

## 4 ストーカー行為等の規制等に関する法律

(平成十二年五月二十四日法律第八十一号)

最終改正：平成二五年七月三日法律第七三号

(目的)

**第一条** この法律は、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
  - 四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（前項第一号から第四号までに掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復してすることをいう。

(つきまとい等をして不安を覚えさせることの禁止)

**第三条** 何人も、つきまとい等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穩若しくは名誉が害さ

れ、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

(警告)

**第四条** 警視總監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、つきまとい等をされたとして当該つきまとい等に係る警告を求める旨の申出を受けた場合において、当該申出に係る前条の規定に違反する行為があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を警告することができる。

- 2 一の警察本部長等が前項の規定による警告（以下「警告」という。）をした場合には、他の警察本部長等は、当該警告を受けた者に対し、当該警告に係る前条の規定に違反する行為について警告又は第六条第一項の規定による命令をすることができない。
- 3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
- 4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 5 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時その他当該警告に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び警告の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(禁止命令等)

**第五条** 公安委員会は、警告を受けた者が当該警告に従わずに当該警告に係る第三条の規定に違反する行為をした場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときは、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で、当該行為をした者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 更に反復して当該行為をしてはならないこと。
  - 二 更に反復して当該行為が行われることを防止するために必要な事項
- 2 公安委員会は、前項の規定による命令（以下「禁止命令等」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。
- 4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
- 5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、禁止命令等の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

#### (仮の命令)

- 第六条** 警察本部長等は、第四条第一項の申出を受けた場合において、当該申出に係る第三条の規定に違反する行為(第二条第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。)があり、かつ、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるとともに、当該申出をした者の身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されることを防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該行為をした者に対し、行政手続法第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、国家公安委員会規則で定めるところにより、更に反復して当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。
- 2 一の警察本部長等が前項の規定による命令(以下「仮の命令」という。)をした場合に他の警察本部長等は、当該仮の命令を受けた者に対し、当該仮の命令に係る第三条の規定に違反する行為について警告又は仮の命令を行うことができない。
  - 3 仮の命令の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。
  - 4 警察本部長等は、仮の命令をしたときは、直ちに、当該仮の命令の内容及び日時その他当該仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを公安委員会に報告しなければならない。
  - 5 公安委員会は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る仮の命令があった日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。
  - 6 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、公安委員会が前項の規定による意見の聴取(以下「意見の聴取」という。)を行う場合について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をにおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
  - 7 公安委員会は、仮の命令に係る第三条の規定に

違反する行為がある場合において、意見の聴取の結果、当該仮の命令が不当でない認めるときは、行政手続法第十三条第一項の規定及び前条第二項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで禁止命令等を行うことができる。

- 8 前項の規定により禁止命令等をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
- 9 公安委員会は、第七項に規定する場合を除き、意見の聴取を行った後直ちに、仮の命令の効力を失わせなければならない。
- 10 仮の命令を受けた者の所在が不明であるため第六項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聴取の通知を行った場合の当該仮の命令の効力は、第三項の規定にかかわらず、当該仮の命令に係る意見の聴取の期日までとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、仮の命令及び意見の聴取の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

#### (警察本部長等の援助等)

- 第七条** 警察本部長等は、ストーカー行為又は第三条の規定に違反する行為(以下「ストーカー行為等」という。)の相手方から当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該相手方に対し、当該ストーカー行為等に係る被害を自ら防止するための措置の教示その他国家公安委員会規則で定める必要な援助を行うものとする。
- 2 警察本部長等は、前項の援助を行うに当たっては、関係行政機関又は関係のある公私の団体と緊密な連携を図るよう努めなければならない。
  - 3 警察本部長等は、第一項に定めるもののほか、ストーカー行為等に係る被害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 4 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の申出の受理及び援助の実施に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

#### (国、地方公共団体、関係事業者等の支援等)

- 第八条** 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の防止に関する啓発及び知識の普及、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援並びにストーカー行為等の防止に関する活動等を行っている民間の自主的な組織活動の支援に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を行うため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 ストーカー行為等に係る役務の提供を行った関係事業者は、当該ストーカー行為等の相手方からの求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するための措置を講ずること等に努めるものとする。
  - 4 ストーカー行為等が行われている場合には、当

該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。

#### (報告徴収等)

**第九条** 警察本部長等は、警告又は仮の命令をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条第一項の申出に係る第三条の規定に違反する行為をしたと認められる者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該行為をしたと認められる者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 公安委員会は、禁止命令等をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に警告若しくは仮の命令を受けた者その他の関係者に質問させることができる。

#### (禁止命令等を行う公安委員会等)

**第十条** この法律における公安委員会は、禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に関しては、当該禁止命令等並びに同項の聴聞及び意見の聴取に係る事案に関する第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する公安委員会とする。

- 2 この法律における警察本部長等は、警告及び仮の命令に関しては、当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者の住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長等とする。
- 3 公安委員会は、警告又は仮の命令があった場合において、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、速やかに、当該警告又は仮の命令の内容及び日時その他当該警告又は仮の命令に関する事項で国家公安委員会規則で定めるものを当該他の公安委員会に通知しなければならない。ただし、当該警告又は仮の命令に係る事案に関する第五条第二項の聴聞又は意見の聴取を終了している場合は、この限りでない。
  - 一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
  - 二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。
- 4 公安委員会は、前項本文に規定する場合において、同項ただし書の聴聞又は意見の聴取を終了しているときは、当該聴聞又は意見の聴取に係

る禁止命令等を行うことができるものとし、同項の他の公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該聴聞又は意見の聴取に係る禁止命令等を行うことができないものとする。

- 5 公安委員会は、前項に規定する場合において、第三項ただし書の聴聞に係る禁止命令等をしていないときは、速やかに、同項に規定する事項を同項の他の公安委員会に通知しなければならない。

#### (方面公安委員会への権限の委任)

**第十一条** この法律により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に委任することができる。

#### (方面本部長への権限の委任)

**第十二条** この法律により道警察本部長の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面本部長に行わせることができる。

#### (罰則)

**第十三条** ストーカー行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

**第十四条** 禁止命令等(第五条第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。)に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定するもののほか、禁止命令等に違反してつきまとい等を行うことにより、ストーカー行為をした者も、同項と同様とする。

**第十五条** 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

#### (適用上の注意)

**第十六条** この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

##### (条例との関係)

- 2 地方公共団体の条例の規定で、この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。
- 3 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

**(検討)**

- 4 ストーカー行為等についての規制、その相手方に対する援助等に関する制度については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

**附 則 (平成二五年七月三日法律第七三号)**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**(通知に関する経過措置)**

**第二条** この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「新法」という。）第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

**(条例との関係)**

**第三条** 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

- 2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

**(政令への委任)**

**第四条** 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**(検討)**

**第五条** ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

- 2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができる立場にあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

# 5 品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱

平成24年4月27日区長決定  
要綱第114号

## (設置)

**第1条** 児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力（以下「虐待等」という。）などの早期発見やその被害者の適切な保護又は支援を図るとともに、関係機関が連携を強化し虐待のない地域社会を創設することを目的として、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 この協議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を兼ねる。

## (根拠法令)

**第2条** 協議会は、次の各号に掲げる法令を根拠とする。

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第1項および第4項
- (2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第3条第1項および第3項
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第9条
- (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第4条第1項および第3項

## (協議会の所掌事項)

**第3条** 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 虐待の防止に関する情報の共有に関すること
- (2) 虐待等の早期発見やその被害者の適切な保護又は支援に関する協議を行うこと
- (3) 関係機関の連携方針の策定に関すること
- (4) 虐待等の防止に必要な広報その他の啓発活動に関すること
- (5) その他委員長が必要と認めること

## (構成)

**第4条** 協議会は、委員長ならびに委員によって構成する。

- 2 委員長は、副区長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

## (会議)

**第5条** 協議会は、必要に応じ委員長が招集する

- 2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外のものを協議会に出席させることができる。

## (守秘義務)

**第6条** 児童福祉法第25条の5の規定により、次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由

がなく、協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は委員であった者
- (2) 法人（地方公共団体を除く。） 当該法人の役員若しくは職員又は委員であった者
- (3) 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は委員であった者

## (幹事)

**第7条** 協議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にあるものとする。
- 3 幹事は、協議会を補佐する。

## (庶務)

**第8条** 協議会の庶務は、総務部人権啓発課が行う。

## (要保護児童対策調整機関の指定)

**第9条** 区長は、児童福祉法第25条の2第4項の規定により要保護児童対策調整機関として子ども未来事業部子育て支援課を指定する。

## (補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は各事業部長が別に定める。

## 付則

この要綱は、平成24年4月27日から適用する。ただし、第2条第4号の規定は、同年10月1日から適用する。

## 6 デートDVに関する意識調査の概要

### (1) 調査目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、犯罪となる行為を含む深刻な人権侵害であり、重大な社会問題となっています。とくに近年では、高校生や大学生などのデートDVも問題となってきています。

品川区では「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」において、DVの防止と被害者支援を重点的に取り組む施策に掲げており、デートDVについても深刻な問題として指摘し、防止のための啓発等の施策を講じています。

しかし、これまで高校生や大学生などの若い世代におけるDVに対する意識や、被害の実態などの調査は行われていませんでした。このため品川区在住の若い世代にアンケート調査を行うことにより、DVに関する意識や実態を把握し、予防啓発や具体的支援をより効果的に実施するための方策を検討し、配偶者暴力対策基本計画の策定に役立てることを目的としています。

### (2) 調査対象

品川区在住の16～22歳（高校生・大学生を含む）の男女 1,000人  
住民基本台帳から無作為抽出

### (3) 調査方法

アンケート調査、郵送配布・郵送回収法（督促はがきを1回送付）

### (4) 調査時期

平成22（2010）年5月12日（水）～5月26日（水）

### (5) 回収率

発送・配布数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
1,000	377 (37.7%)	374 (37.4%)

### (6) 調査項目

- ・基本属性
- ・日ごろの考え方
- ・交際経験の中でデートDVをされた経験
- ・交際経験の中でデートDVをした経験
- ・友人の交際経験の中でのデートDVを見聞きした経験
- ・言葉や法律の認知度
- ・自由回答

## (7) デートDVに関する意識調査の結果

### ①調査対象者のプロフィール

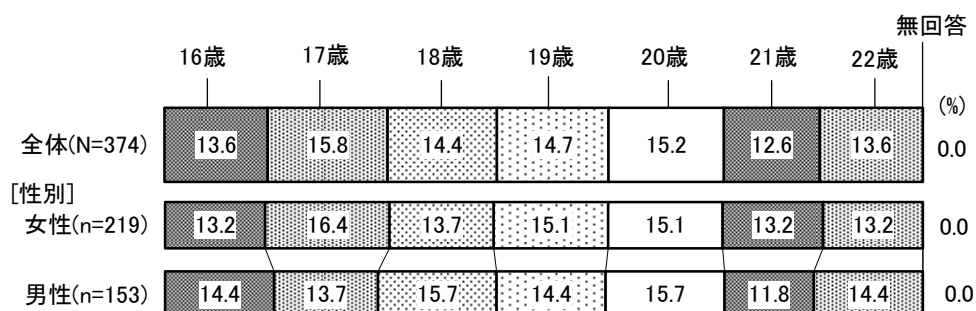
調査対象者の性別は、女性が58.6%、男性が40.9%となっています。

年齢は、17歳が15.8%で最も多く、20歳の15.2%、19歳の14.7%が僅差で続いています。平均年齢は、18.9歳となっています。

図表 性別（全体）



図表 年齢（全体、性別）

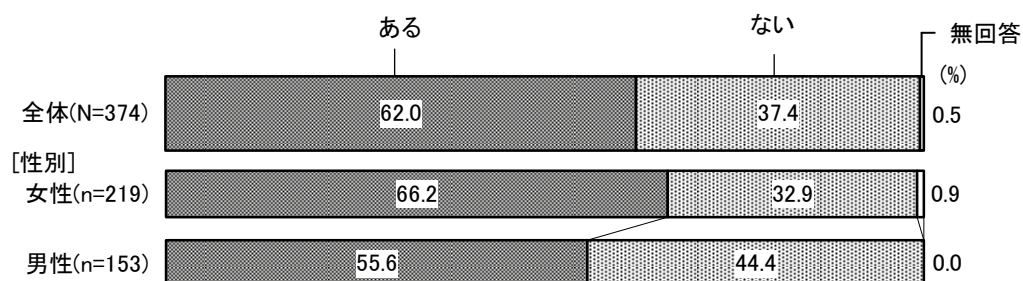


### ②特定の人との交際経験

特定の人との交際経験は、全体では「ある」が62.0%となっています。

性別にみると、「ある」は女性66.2%、男性55.6%で、女性が男性を10.6ポイント上回っています。

図表 特定の人との交際経験（全体、性別）



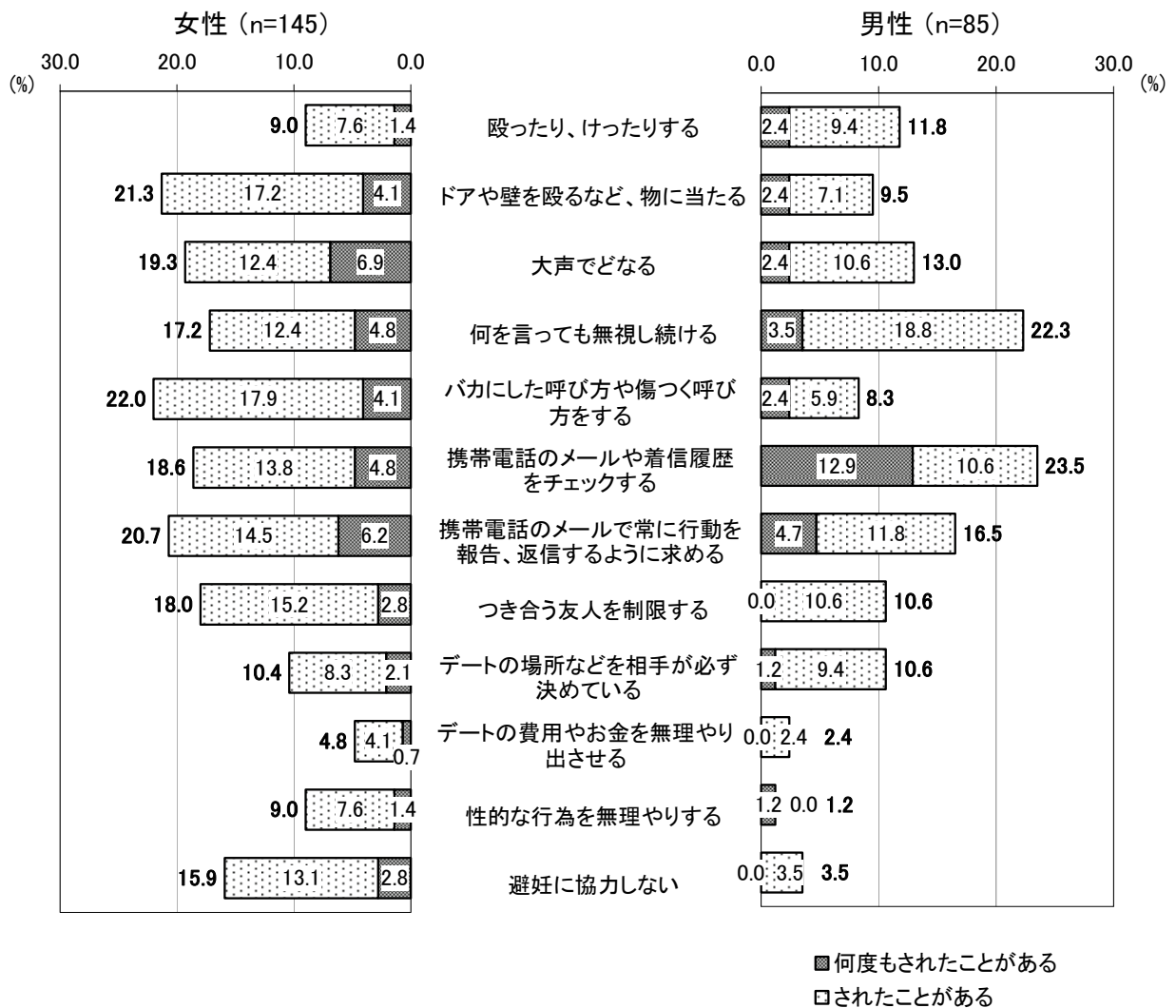


### ③デートDVをされた経験

特定の人と交際経験がある人に、交際中にされた行為を聞いたところ、性別にみると、「何度もされたことがある」と回答した割合が最も多いのは、女性では『大声でどなる（6.9%）』、男性では『携帯電話のメールや着信履歴をチェックする（12.9%）』となっています。

また、「何度もされたことがある」と「されたことがある」を合計すると、12項目中8項目において、女性は男性よりも《されたことがある》割合が多くなっています。中でも、『ドアや壁を殴るなど、物にあたる（女性：21.3%、男性：9.5%）』、『バカにした呼び方や傷つく呼び方をする（女性22.0%、男性8.3%）』は、女性が男性よりも10ポイント以上高くなっています。

図表 デートDVをされた経験（性別）＜交際経験がある人＞



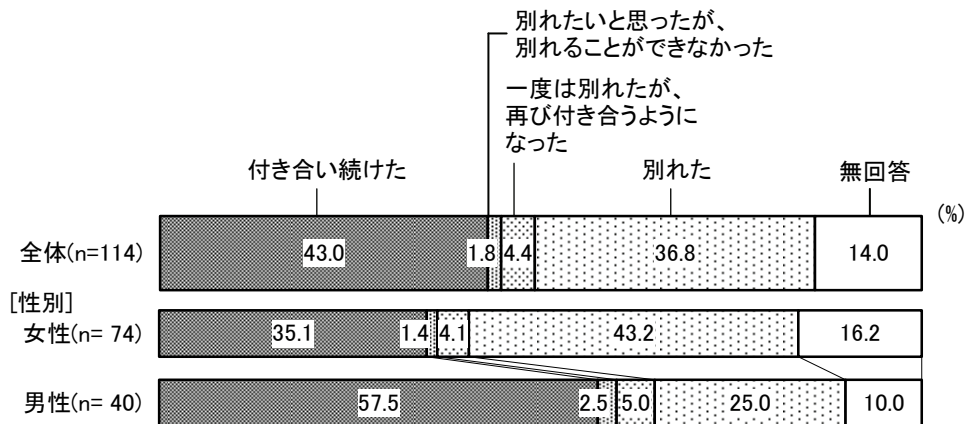
#### ④デートDVをされた後での相手との関係

特定の人との交際中にデートDVをされた経験のある人に、相手とのその後の関係を聞いたところ、全体では、「付き合い続けた(43.0%)」が4割を超え、「別れた(36.8%)」が3割台後半となっています。

性別にみると、女性は、「別れた(43.2%)」が「付き合い続けた(35.1%)」よりも多く、男性は、女性とは反対に「付き合い続けた(57.5%)」が「別れた(25.0%)」よりも多くなっています。

図表 デートDVをされた後での相手との関係(全体、性別)

<交際経験中にデートDVをされた経験がある人>



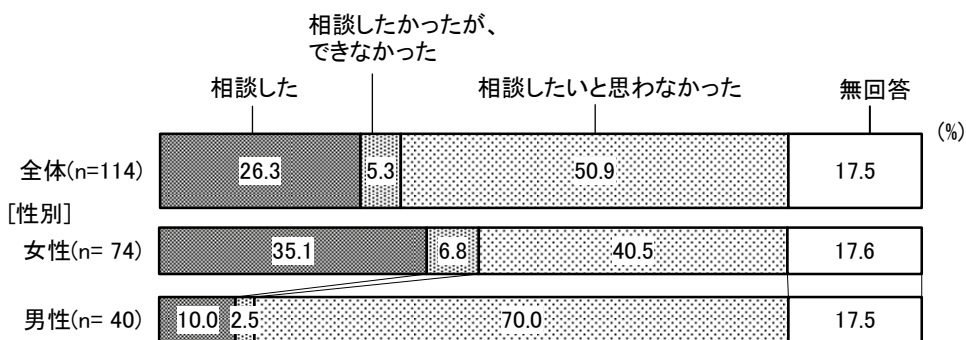
#### ⑤デートDVをされたときの相談状況

特定の人と交際中に暴力をふるわれた経験のある人に、ふるわれたことについての相談の有無を聞いたところ、全体では、「相談したいと思わなかった(50.9%)」が5割を超えており、「相談した(26.3%)」は2割台後半にとどまっています。

性別にみると、女性は「相談した」が35.1%であり、男性の10.0%よりも25.1ポイント高くなっています。

図表 デートDVをされたときの相談状況(全体、性別)

<交際経験中にデートDVをされた経験がある人>

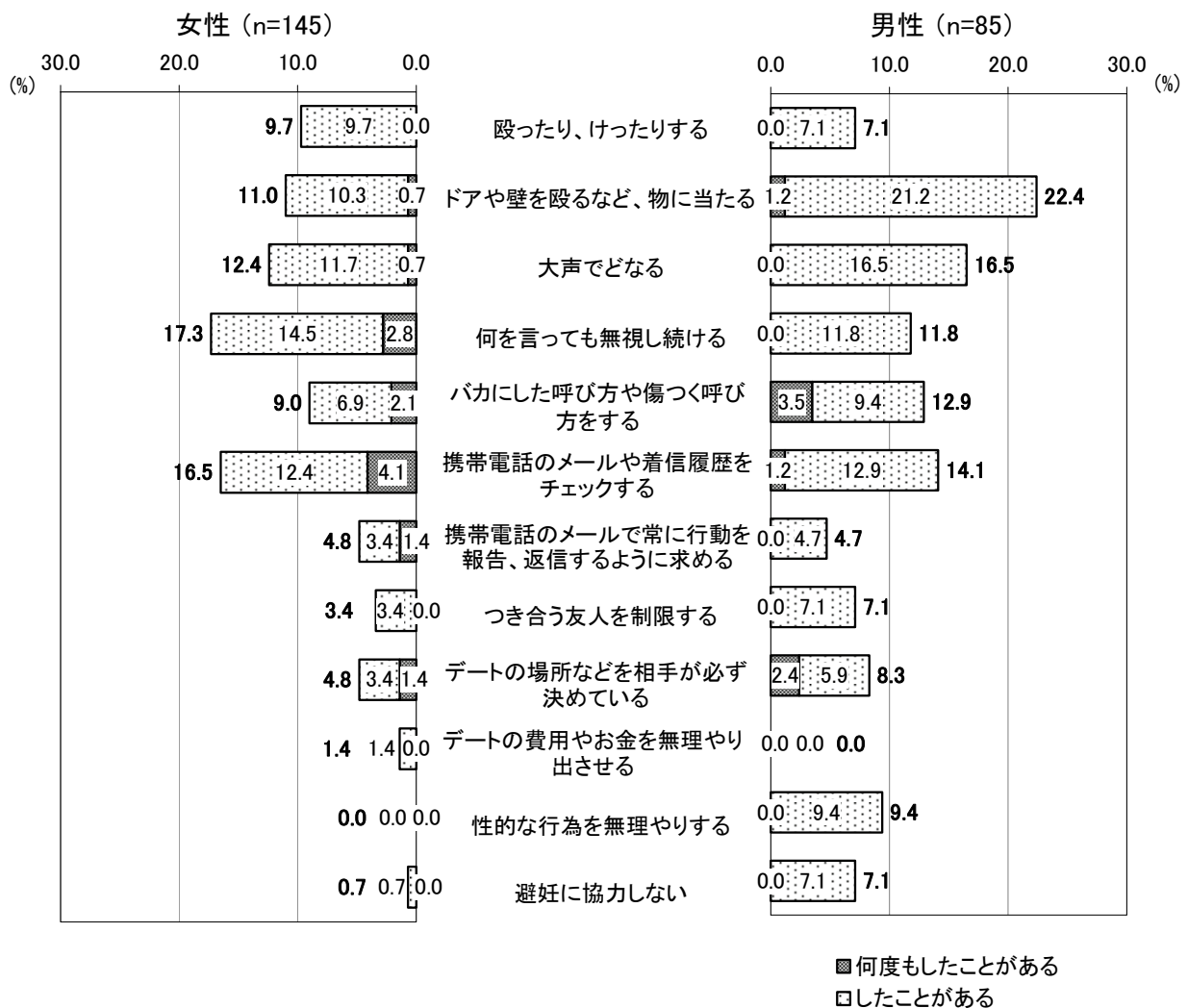


## ⑥デートDVをした経験

特定の人と交際経験がある人に、交際中にした行為を聞いたところ、性別にみると、「何度もしたことがある」と回答した割合が最も多いのは、女性では『携帯電話のメールや着信履歴をチェックする（4.1%）』、男性では『バカにした呼び方や傷つく呼び方をする（3.5%）』となっています。

「何度もしたことがある」と「したことがある」を合計すると、12項目中7項目において、男性は女性よりも《したことがある》と回答した割合が高くなっています。中でも、『ドアや壁を殴るなど、物にあたる（女性：11.0%、男性：22.4%）』は、男性が女性よりも10ポイント以上高くなっています。一方、女性が男性よりも多い項目で、最も差があるのは『何を言っても無視し続ける（女性：17.3%、男性：11.8%）』であり、女性が男性を5.5ポイント上回っています。

図表 デートDVをした経験（性別）＜交際経験がある人＞

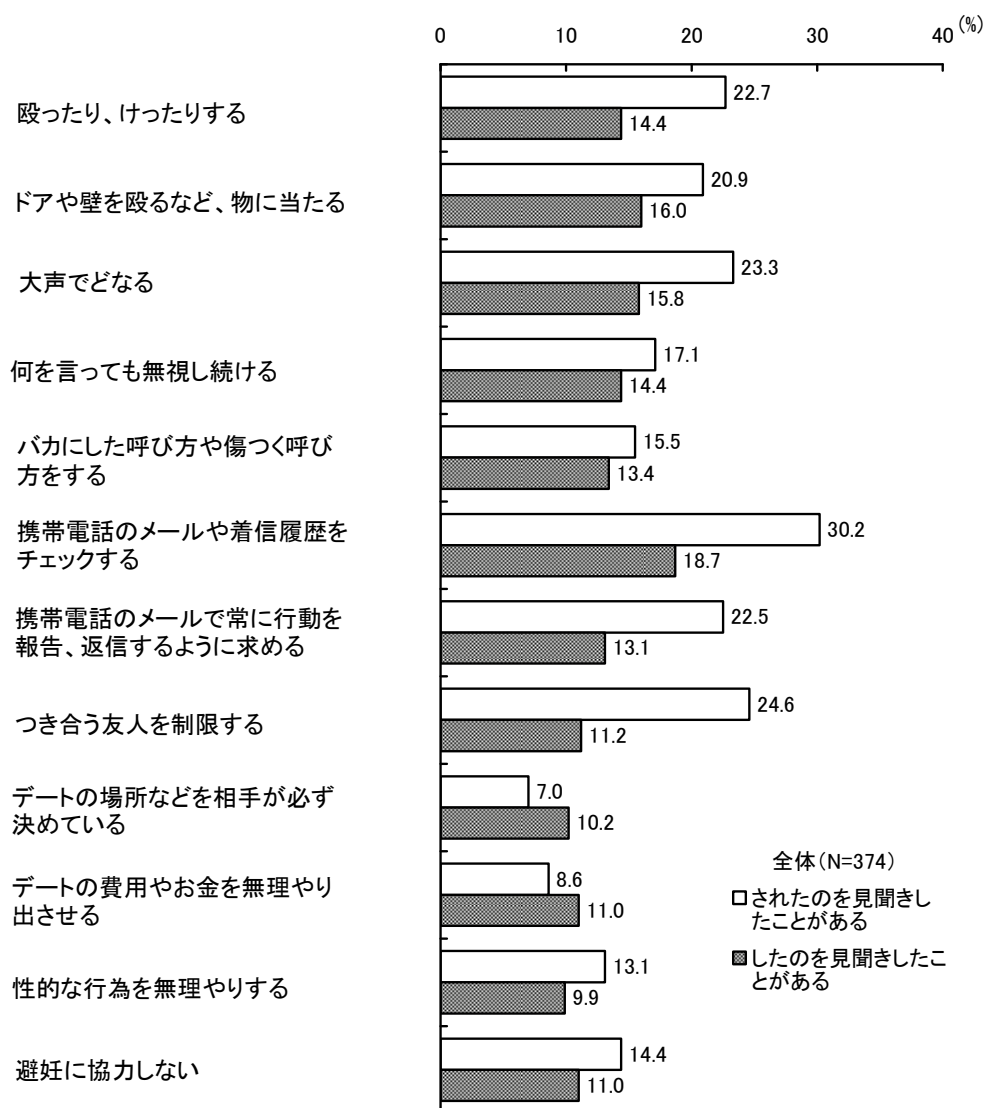


## ⑦デートDVを見聞きした経験

友人が交際経験の中でされたこと・したことについて、見聞きしたことがあるか聞いています。『されたこと』は、「携帯電話のメールや着信履歴をチェックする（30.2%）」が最も多く、「相手のつき合う友人を制限する（24.6%）」、「大声でどなる（23.3%）」、「殴ったり、けったりする（22.7%）」、「携帯電話のメールで常に相手の行動を報告させたり、返信するように求める（22.5%）」、「ドアや壁を殴るなど、物に当たる（20.9%）」までが2割を超えています。

『したこと』は、「携帯電話のメールや着信履歴をチェックする（18.7%）」が最も多く、「ドアや壁を殴るなど、物に当たる（16.0%）」、「大声でどなる（15.8%）」が続いています。

図表 デートDVを見聞きした経験（全体）



## 7 策定体制・策定経過

---

### (1) 品川区配偶者暴力対策基本計画改訂版策定委員会要領

平成26年4月1日部長決定

#### (設置)

**第1条** 品川区における配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画である「品川区配偶者暴力対策基本計画」(以下「基本計画」という。)の改訂に当たり、その内容を専門的かつ総合的に検討するため、品川区配偶者暴力対策基本計画改訂版策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

#### (検討事項)

**第2条** 策定委員会の検討事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本計画の改訂版策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、策定委員会で協議を必要とする事項に関すること。

#### (構成)

**第3条** 策定委員会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 別表に掲げる職にある者 9名
  - (2) 学識経験者 3名
  - (3) 区内関係団体を代表するもの 2名
- 2 策定委員会に会長を置く。
  - 3 会長は、総務部長をもって充てる。
  - 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

#### (招集)

**第4条** 会長は、第2条各号の事項を検討するため策定委員会を招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (庶務)

**第5条** 策定委員会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

#### (委任)

**第6条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は総務部長が別に定める。

#### 付 則

この要領は、品川区配偶者暴力対策基本計画改訂版の実施の日をもって効力を失う。

## 別表（第3条関係）

- (1) 総務部長
- (2) 総務部人権啓発課長
- (3) 総務部人事課長
- (4) 地域振興事業部生活安全担当課長
- (5) 地域振興事業部戸籍住民課長
- (6) 子ども未来事業部青少年育成課長
- (7) 子ども未来事業部子育て支援課長
- (8) 品川区保健所品川保健センター所長
- (9) 教育委員会事務局指導課長

## (2) 品川区配偶者暴力対策基本計画改訂版策定委員会 委員名簿

◎：会長

氏名	所属
◎中山 武志	総務部長
堤坂 義文	総務部人権啓発課長
堀越 明	総務部人事課長
上垣外 謙一	地域振興事業部生活安全担当課長
井浦 芳之	地域振興事業部戸籍住民課長
福島 進	子ども未来事業部青少年育成課長
伊崎 みゆき	子ども未来事業部子育て支援課長
太田 留奈	品川区保健所品川保健センター所長
渋谷 正宏	教育委員会事務局指導課長
近藤 恵子	NPO 法人全国女性シェルターネット理事
亀井 時子	法テラス東京地方事務所副所長
松田 知恵	東京フェミニストセラピーセンター心理カウンセラー
野田 律子	品川地区人権擁護委員会委員長
石井 二美彦	警視庁品川警察署生活安全課長

## (3) 品川区男女共同参画推進行政連絡会議

### ① 委員

総務部長（会長）、企画部長、地域振興事業部長、子ども未来事業部長、健康福祉事業部長、品川区保健所長、都市環境事業部長、防災まちづくり事業部長、教育委員会事務局教育次長

## ② 幹事

企画財政課長、広報広聴課長、総務課長、人権啓発課長、人事課長、経理課長、地域活動課長、文化スポーツ振興課長、ものづくり・経営支援課長、戸籍住民課長、青少年育成課長、子育て支援課長、保育課長、高齢者福祉課長、高齢者いきがい課長、障害者福祉課長、健康課長、生活衛生課長、都市計画課長、公園課長、防災課長、庶務課長、指導課長、品川図書館長

## (4) 品川区配偶者暴力対策基本計画策定に伴う会議等

実施日	会議等	会議等の内容
平成26(2014)年 5～6月	DV・ストーカー被害者支援機 関・支援団体ヒアリング調査	※72 ページ参照
7月23日	品川区男女共同参画推進行政連 絡会議	品川区配偶者暴力対策基本計画改訂 版策定について
7月23日	品川区男女共同参画推進行政連 絡会議幹事会	品川区配偶者暴力対策基本計画改訂 版策定について
7～8月	基本計画改訂版策定に関する各 課調査の実施	
10月15日	品川区配偶者暴力対策基本計画 改訂版策定委員会 第1回	品川区配偶者暴力対策基本計画改訂 版(案)について
11月21日	品川区配偶者暴力対策基本計画 改訂版(案)公表	
11月21日～ 12月10日	区民意見募集	
平成27(2015)年 2月3日	品川区配偶者暴力対策基本計画 改訂版策定委員会 第2回	パブリックコメントの結果について 品川区配偶者暴力対策基本計画改訂 版(案)について

## 8 DV・ストーカー被害者支援機関・支援団体 ヒアリング調査

### (1) 調査目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）およびストーカー被害者の支援機関、支援団体を通じて当事者の状況や、区の相談員などの関係機関を対象に聞き取り調査を行うことにより、被害の現状や当事者のニーズを詳細に把握し、具体的支援を効果的に実施するための方策を検討し、本計画の策定に役立てることを目的としています。

### (2) 調査対象

- <品川区関係課> 子育て支援課・戸籍住民課
- <関係機関> 品川警察署
- <民間の支援団体> NPO 法人全国女性シェルターネット

### (3) 調査方法

ヒアリング調査

### (4) 調査項目

#### <品川区関係課>

- ・被害者の安全確保と被害者の支援について
- ・DV およびストーカー被害の状況
- ・二次被害を防ぐための職員への周知、研修について
- ・前回の計画策定時（平成 23 年）後の変化について
- ・DV被害を対応・支援するにあたっての課題、問題点について

#### <関係機関>

- ・DV およびストーカー被害の状況
- ・DV相談・通報等からの把握と対応・支援について
- ・他機関との連携・ネットワークについて
- ・職員や区民への意識啓発について

#### <民間の支援団体>

- ・支援活動や事業の経緯・概要
- ・前回の計画策定時（平成 23 年）後の変化および特徴について
- ・区や都など関係機関の連携について
- ・民間の支援団体が行政に望むこと 他

### (5) 調査時期

区分	対象	日時
品川区関係課	戸籍住民課	平成26(2014)年5月28日(水)
	子育て支援課	平成26(2014)年5月28日(水)
関係機関	品川警察署	平成26(2014)年6月26日(木)
民間の支援団体	NPO法人全国女性シェルターネット	平成26(2014)年6月 9日(月)



## 9 区内相談窓口一覧

配偶者暴力、デートDV、ストーカー行為に悩んでいる方は、下記の相談窓口にお電話をしてください。

相談機関	内容	連絡先	住所
男女共同参画センター	○ODV・ストーカー相談 ○カウンセリング相談 ○法律相談 ※女性相談員による相談	5479-4104	品川区東大井5-18-1 総合区民会館（きゅりあん）3階
区民相談室	○法律相談 ○人権身の上相談	3777-2000	品川区広町2-1-36 品川区役所
子ども育成課	○児童相談	5742-6959	品川区広町2-1-36 品川区役所
子ども家庭支援課	○家庭相談 ○ひとり親家庭相談	5742-6385	品川区広町2-1-36 品川区役所
品川保健センター	○こころの相談 (保健センターは、管轄地域別に業務を行っています)	3474-2904	品川区北品川3-11-22
大井保健センター		3772-2666	品川区大井2-27-20
荏原保健センター		3788-7016	品川区荏原2-9-6



品川区配偶者暴力対策基本計画 改訂版  
平成27（2015）年4月

編集・発行：品川区総務部人権啓発課  
品川区東大井5-18-1 品川区立総合区民会館3階  
品川区男女共同参画センター  
TEL 03-5479-4104

